

支援者のためのマニュアル

DVと子ども

家庭という密室での暴力

支援者にDVと子どもの問題についての知識があれば、DVの早期発見と的確なネットワーキングに役立ちます

財団法人
女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンス (DV : Domestic Violence) は親密な間柄での暴力を指します。わが国では「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」(通称「DV防止法」)のなかで、暴力を配偶者間の暴力と位置づけ、夫から妻への暴力、妻から夫への暴力を対象としています。

しかし、“親密な関係”をどのように定義するのか、又、“加害者と被害者”の性を固定して考えるかなど、捉え方や言葉の使われ方は多様です。

DVという言葉は、男性から女性に対する暴力と限定する場合もあれば、同性のパートナー間の暴力、生活をともにしていない恋人間の暴力など、さまざまに使われています。

このマニュアルでは、被害者に女性が多い現状と、社会における女性への暴力をなくそうというアジア女性基金の趣旨から、DVについて、「配偶者やパートナーなど親密な関係にある男性から女性への暴力」を中心に取り上げています。



はじめに

今日でも国・地域の別を問わず、又、家庭の内外を問わず、世界各地で多くの女性たちがいわれなき暴力を受けています。「女性に対する暴力」は、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力＝以下DVという）、性的虐待、レイプ、セクシュアル・ハラスメント、人身売買、武力紛争下における性暴力といった様々な形を取り、多くの女性たちを苦しめ続けています。先の戦争で、「慰安婦」とされ、心身に深い傷を負った女性たちの多くも、苦しみや悲しみを抱えながら戦後半世紀を上回る長い歳月を生きてきました。にもかかわらず、未だに社会の偏見のなかにあるという事実を、私たちは真摯に受けとめなければなりません。「女性に対する暴力」は、女性に対する人権の侵害であるばかりではなく、これからの世代を担う子どもたちにも深刻な影響を及ぼす社会問題です。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、元「慰安婦」の方々への償いを行うとともに、二度とこのような問題を起こさないように、女性の名誉と尊厳を脅かす今日的な問題に取り組むことを目的として、1995年に政府の決定を受けて設立されました。

「女性に対する暴力」をなくしていくためには、実態を把握するための調査研究、社会的な認知を深めるための広報活動、そして、支援者の育成と支援体制の構築が欠かせません。アジア女性基金では、その具体的な事業の一つとして、とくに、私たちの身近なところで起きているDVや性的虐待の問題に焦点を当て、『援助者育成のためのワークショップ』を1998年度から開催してまいりました。

この研修事業を開始した1998年当時は、日本国内では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）はもとより、児童虐待防止法やストーカー行為規制法もまだできておらず、公的機関（東京都）による初めての実態調査が行われ、DVへの本格的取り組みがようやく始まるうとしていた時期でした。それから8年間、諸法律も制定され、国民一般の認識も深まるなど社会の状況は徐々に変化してきています。しかし、まだ緒についたばかりであることには変わりありません。この取り組みを、政府の積極的な関わりと、市民一人ひとりの自発的な行動によって、大切に育てていく必要があります。

このマニュアルは、支援者が日々の業務のなかで直面する問題に適切に対応できるように、いま現場で、最優先に求められている課題に焦点を絞り、アジア女性基金のこれまでの研修事業を通じて蓄積されてきた知識や経験のなかから、必要・有益と思われる事項を整理し、まとめたものです。このマニュアルが支援者の方々の一助になれば幸いです。

2005年10月1日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金



目次

はじめに	1
本マニュアルについて	4
『援助者育成のためのワークショップ』について	5
DVの被害者を支援する方へ	6

第1章 家庭という密室での暴力

DVってなに?	8
DVは犯罪です / 暴力の構造 / DVの特徴 / 暴力の背景にある加害者の心理 / 理解されにくい被害者の心理 子どもは最大の被害者	12
DVの存在する家庭での力関係 / 子どもは暴力を目撃しています / 子どもも直接の被害を受けています 法律で守られているの? 子どもの権利	13
配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律 保護命令 / 保護命令の要件と手続き 児童虐待の防止等に関する法律 子ども虐待の定義	

第2章 子どもが抱えるリスク

子どもは心を痛めている!	17
子どもを蝕む家庭環境 / 子どもの気持ち / 支援者の注意点 子どもにあらわれる影響	21
身体面にあらわれる影響 / 心理面にあらわれる影響 / 行動や態度にあらわれる影響 / 人間関係に対する影響 / 将来にわたり長く続く影響 子どものSOSを見逃さないで!	25
さまざまな場所で子ども達はSOSを発信しています / 介入する	





第3章 DVの存在する家庭で育った子どものケア	27
子どもを信じる	27
回復のプロセス	28
DVや虐待の被害者や子どもが上る緩やかな「回復の階段」	
心の回復のプログラム	30
子どもの状況を知る	31
インテイクとは / 安心できる環境で信頼関係をつくる	
子どもへの質問	32
質問の事例 / 質問のポイント	
状況を評価する	36
評価する点について	
対策を考える	37
ケアする人に求められること	38
第4章 暴力被害女性の子どものためのグループワーク	40
プログラムの目標	40
プログラム全体の流れ	42
受け入れの判断	44
インテイクの手順 / スクリーニング = 評価	
グループプログラム	48
グループの構成 / グループリーダーについて	
10週間のグループ・セッション	49
プログラムの具体的内容	
安全のための計画	52
グループワークの注意点	54
評価・今後の方針をたてる	55
第5章 母親と子どもへの支援	56
自分を取り戻す	56
母親と子どもの支援のポイント	57
自分の力で、いまを変える	58
アドボケイトの必要性	60
『援助者育成のためのワークショップ』一覧	61



本マニュアルについて

暴力は、被害者に身体的なダメージを与えるだけでなく、他者や自分自身に対する信頼感を粉々に打ち砕いてしまうほど心に深い傷を残すと言われています。とりわけ、DVや子ども虐待など、家庭という密室での暴力は、親密な関係性のなかで起きるがゆえに複雑で深刻なダメージを女性や子ども達に与えることがあります。

日本でも、「DVは、直接被害を受けた女性のみならず、それを目撃している子ども達の心までも破壊する可能性のある犯罪である」という認識が深まってきました。暴力にさらされている子どもは、恒常的なストレス状態のなかで暮らしていることとなります。DVの存在する家庭で養育されることは、「心理的虐待」にあたり「児童虐待防止法」でも位置付けられ、暴力の起きている家族への介入や子どもへの対応の重要性が理解されてきました。

これまで、子どものことはDVと切り離して考えられてきましたが、これからは、母親への支援と子どもへの支援を家族という人間関係の力学として捉えることが必要です。いま支援者に求められているのは、DVが起きている家庭へ積極的な関わりを持つこと、そして母親と子どもへの支援を同時に進めていくことです。

4

アジア女性基金では、『援助者育成のためのワークショップ』という研修事業のなかで、DVが女性や子どもに与える影響をとりあげ、支援者が、家庭という密室で起きている暴力の「力と支配の構造」を知り、暴力を受けたり目撃した被害者に適切な対応ができるよう学んできました。又、新たな被害者をださないために、「暴力の未然防止」の必要性についても取り上げてきました。本マニュアルは、7年間（1998年度～2004年度）にわたる、この研修の内容をまとめたものです（p.61参照）

日本ではまだ、子ども達への支援体制が整っておらず、社会資源も乏しいのが現状です。このマニュアルは、あくまでもガイドラインとして、日本の現状、支援者、支援組織の目的や環境にあわせて臨機応変にご活用ください。何よりも、このマニュアルが、被害を受けた女性や子ども達の回復の一助になることを願っています。

注：DVの被害を受けた女性もDVにさらされた子どももDV被害の「当事者」と考えられるが、「当事者」が重複するため、ここでは、便宜上DVの被害を受けた女性を「被害者」としている。

DV加害者は、子どもにとって実の父親、血縁関係のない父親、母親のパートナーなどさまざまだが、ここでは、便宜上「父親」としている。



『援助者育成のためのワークショップ』について

日本では、ここ数年の間に暴力や虐待に関連する法律^{*}も施行され、「女性に対する暴力」に人々の関心が向けられるようになってきました。

このように、公の場でこの問題が語られるようになり、「女性に対する暴力」の認知が高まるにつれ、各地の女性センターや男女共同参画センター、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、保健所、医療機関、民間支援機関などに、多くの女性たちから切実な相談が寄せられるようになってきています。

しかし、一方、支援現場の最前線では、未だ暴力に関する知識やスキルが十分でないとの声も聞かれ、組織全体で支援担当者を支えていく体制が整っているとは言えません。又、関連機関との連携もスムーズにはとりにくい状況にあるとされています。

支援者が暴力についての認識を欠き、相談窓口を置いている支援機関がこの問題に無関心であったら、被害者は二度とそこへ支援を求めて行くことはないでしょう。そればかりか、相談そのものを諦めたり、再び心に傷を負うことさえあります。被害者の置かれている状況を改善できないばかりか、逆に信頼を失うことにもなりかねないのです。

この現状を変え、よりよい支援を提供するためには、支援者や相談窓口を置いている支援機関が努力するとともに、支援者が直面している問題にも目を向け、それを改善していく必要があると考えます。

アジア女性基金では、被害者を支援するために最前線で暴力の相談にあたっている支援者の方々が、知識や認識を深めるとともに、お互いの力を分かち合えることを願って『援助者育成のためのワークショップ』を開催してきました。

現在までのところ、この7年間で延べ約4,000人の方々がワークショップを受講され、参加者同士のネットワークが作られつつあります。支援者にとって人的つながりは大きな財産です。ワークショップに参加した方々が、精神面でも支えあう機会を持たせたことがこの研修事業の大きな成果の一つです。

^{*} 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）：2001（平成13）年4月13日に公布され、2002（平成14）年4月1日から施行された。2004（平成16）年6月に改正。同年12月から施行されている。

「児童虐待の防止等に関する法律」：2000（平成12）年5月24日に公布され、2001（平成13）年10月1日から施行。2004（平成16）年12月3日に改正が公布され、2005（平成17）年4月1日から施行されている。



DVの被害者を支援する方へ

このマニュアルは、DVの被害者支援に携わる人（自治体の女性相談員や担当職員をはじめ、保健師、保育士、教師、民間の支援者など）を対象に書かれたものです。

DVの被害者支援には、被害を受けた家族の生活全般を支えていくという視点が不可欠です。行政、医療、教育、福祉、保健、司法、警察...など、官・民を問わず、さまざまな分野の支援者が協力し連携し合わなければ、暴力を受けた家族の生活を支えていくことはできません。

まったく立場の違う支援者が協力し連携していくためには、目的やプロセスを共有することが大切です。このマニュアルは、家庭という密室のなかで起きる暴力について、支援者が共通の理解を持つことができるよう「支援の流れ」に沿って構成しました。

第1章、第2章で、DVは、子どもにとっても大きなダメージを与える可能性があることを取り上げました。DVが子どもに与える影響や、子どもが発している『SOS』のサイン等について基本的な知識があれば、早い段階で発見・介入し、関係機関につなげられる可能性が高くなります。

第3章、第4章では、DVが起きている家庭で育つ子どもの心の回復のプロセスについて、『援助者育成のためのワークショップ（p5参照）』でアメリカとマレーシアの講師が取り上げた「暴力被害女性の子どものためのグループワーク（Groupwork with Children of Battered Women）」（抄訳）の事例を含めて紹介しました。子どもの心のケアに直接携わることのない支援者でも、心の回復の流れを把握しておくことで支援するときに役に立ちます。

第5章では、母親と子どもの支援を同じようなペースで進めることの重要性について触れています。

たった一度の出会いであったとしても、支援者であるあなたの関わりが、被害を受けたその人の人生に大きな転換をもたらす可能性があります。被害を受けた女性や子ども達の声に耳を傾けてください。何よりも大切なのは、被害者の力を信じ、被害を受けたその人が自分自身の力で回復していくのを、周りの人達が協力し支えていくことです。



【本マニュアルにおける支援の流れ】

第1章	家庭という密室での暴力
第2章	子どもが抱えるリスク



暴力の構造・影響を知る

支援者に必要な基礎的な知識

暴力の構造についての知識等がある。
子どもが置かれている環境をよく知っている。
子どもの身体的、精神的発育についての十分な知識がある。

第2章	子どもが抱えるリスク
-----	------------



子どものSOSをキャッチする

支援者に求められること

暴力が原因であらわれる兆候に気づくこと。
支援者がどこまで支援できるか、自分自身の限界を知っていること。
子どもを援助するためのサービスに関する情報を持っている。など

第3章	DVの存在する家庭で育った子どもの心のケア
-----	-----------------------

インタビュー（面接）と評価

子どもの置かれた状況を知る
子どもの置かれた状況を評価する
その後の対策を考える

回復のための方法

専門機関につなげるか、グループワークか、
今後の方針を立てる

再評価

第4章	暴力被害女性の子どものためのグループワーク
-----	-----------------------

アメリカのグループワークの事例



第5章	母親と子どもへの支援
-----	------------

母親と子どもの回復



第1章

家庭という 密室での暴力

DVは、親密な関係での暴力であり、家族全体を巻き込む暴力です。子どもをはじめ、親きょうだい、ときには親戚や友人までもがDVに巻き込まれていきます。家庭という密室で、父親やパートナーが母親に対して暴力をふるえば、当然、一緒に暮らしている子ども達もそれを目撃します。子ども自身が直接暴力を受けなくとも、目撃する、気配を感じるなど、不安定な家庭環境のなかで養育されることは、子どもにとっては心理的な虐待となる可能性があります。

これまでは、被害を受けた女性の支援に精一杯で、子どものことは二の次になりがちでした。しかし、子ども達のケアを抜きにして、DVの被害者支援はあり得ません。

DVを親密な関係での暴力としてだけでなく、家庭という密室で起きている暴力と捉え、「忘れられた被害者」である子ども達にも目を向ける必要があります。



DVってなに？

DVは犯罪です

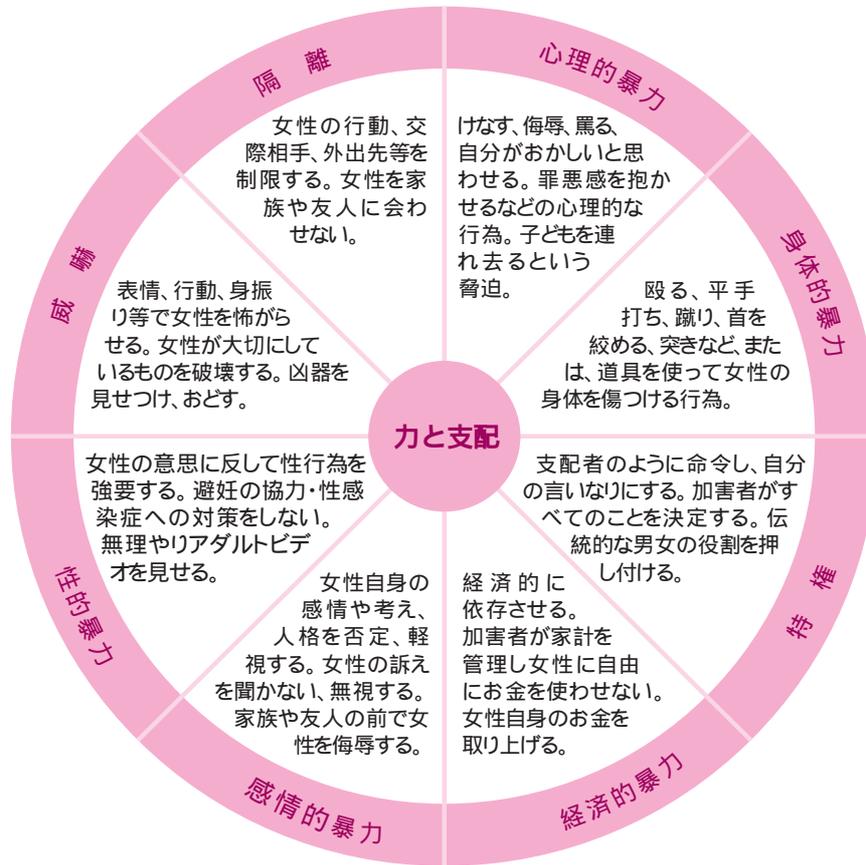
DVは、夫婦やパートナーなど親密な関係での暴力です。一般社会では、暴力によって相手にけがをさせることは明らかに犯罪です。にもかかわらず、同じ暴力が、夫婦やパートナー、恋人同士という親密な関係で行われる場合は、「家庭内の問題」、「プライベートな問題」として見過ごされる傾向があり、なかなか表面化してきませんでした。

しかし、どのような理由であれ、暴力は相手の人権を侵害する、絶対に許されない行為です。DVは犯罪であり、私たち誰もが持っている「安心、安全に暮らす」権利を侵す人権侵害だという認識が欠かせません。



暴力の構造

暴力が存在する関係の背景には、下の図のように、一方が他方を支配する「力と支配」の構造が存在すると言われています。



出典：版權者であるCasa Myrna Vazquez, Inc.の承認を得てElain Alpert改変

DVの特徴

身体的暴力は、DVのひとつのあらわれ方に過ぎません。加害者は、精神的、経済的、性的暴力など、さまざまな手段を巧妙に組み合わせて被害者との間に『支配し支配される関係』をつくっていきます。徐々に、その関係が固定化していきますが、被害者はコントロールされていることになかなか気づくことができません。

「力と支配」の構造がいったん作られると、加害者から被害者に対する支配がますます強化されていくと言われています。

[支配]

DVの存在する関係では、加害者の気分次第で、いつ「緊張した関係」が「激しい暴力」に変わるか分からず、被害者はビクビクしながら暮らし、加害者との生活そのも

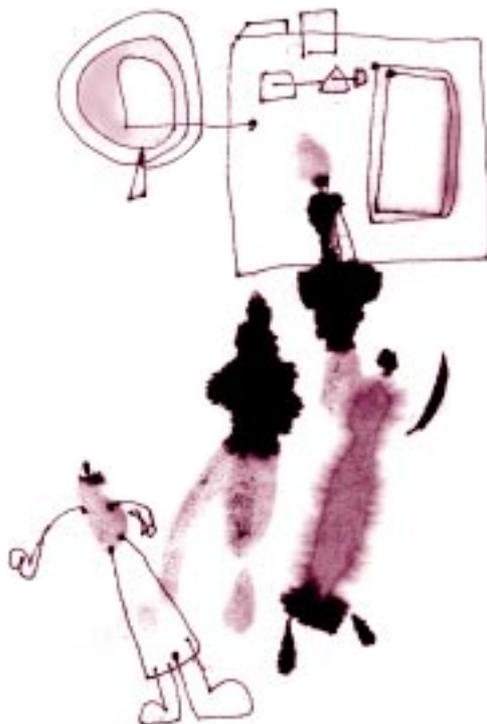
のがストレスとなっています。加害者は、無視したり、「愛しているから」といって監視したり、相手の感情を揺さぶって自分の思い通りにしようとします。又、加害者は相手が自分の判断で物事を決定することを制限します。

[気づきにくいコントロール]

加害者が暴力をふるっても、その後、「二度としない」と反省した態度をとると、被害者は、加害者が行動を改めてくれるのではと期待したり、時おり「やさしく」されると、いままでのことを許してあげようという気持ちになることもあります。又、一方的に、「お前が悪いからだ」と繰り返し言われ続けると、被害者も「自分が悪かった」ような気がしてきて、暴力の被害を受け続けても、なかなか自分自身のことを『被害者』であると認識できないものです。

[学習された無力感]

人間は、長い間支配され続けると、自分のことを何もできない価値のない存在だと思う傾向があります。そして、自分に暴力の責任や原因があると思い、加害者から離れる気力を失い、無力感や孤独感を持つようになっていくと言われています。強制的な、避けられない不快な経験をすると、自分ではもうこの状況を改善することはできないという『あきらめ』に支配されるようになるのです。こうした心理状態は、「学習された無力感」と呼ばれています。





暴力の背景にある加害者の心理

加害者の大きな特徴は支配と特権意識を持っていることだと言われています。女性や子どもを支配し、自分の所有物のように扱います。又、「男性の意に沿わない時は女性に暴力をふるってもいい」といった社会通念の影響もあり、自分の暴力を正当化して考えがちです。

加害者は、「妻に落ち度があるから『しつけ』をしているのだ」、「ちょっと脅かそうとしただけ」など、暴力を過小評価しがちです。加害者が自分が暴力をふるっていると意識していないのもDVの特徴です。

加害者には、学歴や収入、職種、年齢など特定の傾向はありません。そのなかには、家庭以外では人当たりがよく、誠実そうで、社会的信用もあり、周囲からパートナーに暴力をふるうなど想像できないと思われる人も少なくありません。

理解されにくい被害者の心理

DVの関係が長く続くと被害者は、たとえ物理的に加害者から離れられたとしても、精神的な支配からは、なかなか逃れられない傾向がみられます。加害者から強いストレスを受け、精神的に不安定になっている時などは、なおさら、暴力をふるわれてもしかたがないと思ってしまう。加害者によって、そのような精神構造になるよう自ずと仕向けられていくからです。

支配する最も効果的な方法は、被害者を周囲から孤立させてしまうことだと言われています。孤立した状態で心理的な暴力を受け続けると、被害者は、暴力に抵抗する力とその人自身が生きていく力を奪い取られてしまいます。その結果、自分はどうすることもできないと自信を失い、被害者であることを自覚しにくく、加害者から逃げにくくなります。

「逃げたら殺されるかもしれない」という極端な恐怖よりも、「仕方がない」「夫からはもう離れることができない」という無力感、「夫はいつか暴力をふるわなくなるかもしれない」という期待、さらに、自活するための生活力や子どもの安全、就学、それまで続けていた仕事や人間関係を失うことへの不安も大きいものです。

又、“愛着^{*}”、“一人になってしまうことへの寂しさ”、“寂しさに耐えられないことによるしがみつき”といった心理も忘れてはなりません。

支援にあたっては、被害者のそうした心理状態を理解し、思い込みや不安を、一つひとつ取り除いていく必要があります。

* 愛着(アタッチメント)：人と人との情緒的な絆、親子関係、夫婦関係などの緊密な愛情関係

子どもは 最大の被害者

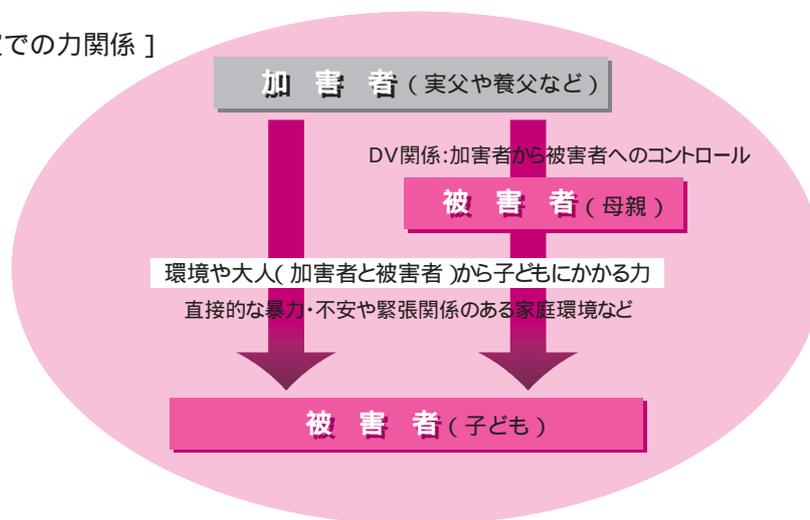
DVの存在する家庭での力関係

子どもが小さいうちは、自分の育つ環境を選べません。どんな環境であれ、そこで自分を養育してくれる親や保護者に頼らなければ生きていけないのです。子どもは、家庭内のひずみを一番強く受ける、ある意味、最大の被害者といえるでしょう。

DVの存在する家庭で養育されている子ども達は、家庭のなかの複雑な「力と支配」の関係に巻きこまれています。そこには加害者（実父や養父など）から被害者（母親）への「力と支配」、加害者と被害者から子ども達へふるわれる直接的な暴力など、不安と緊張に満ちた家庭環境があります。

このような力関係を理解し、DV被害者と子どもの問題を切り離さずにケアをすることが必要です。

[家庭という密室での力関係]



子どもは暴力を目撃しています

多くの親達は、家庭でDVが起きていても「子どもに知られないようにしている」、「たとえ見聞きしていても、何が起きているかわからないはず」と思い込んでいます。しかし、DVが存在する家庭のほとんどの子どもは、実際に何らかの暴力を目撃しています。

現在、DV被害者の8割以上に子どもがいて、そのうちの4割は小学校入学以前の乳幼児です。半数以上の子どもが、幼い年齢で暴力を目撃している実態があります。目撃



した時の年齢は、生まれてから12歳までが7割以上にのぼっています。目撃の回数は年に数回に及ぶものが多く、毎日から週に2~3回である例も少なくありません。

(「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」中間報告 東京都男女平等参画会議 2004年、「DV家庭における女性と子どもの被害」アジア女性基金2000年 p24~27)

子どもも直接の被害を受けています

これまで日本では、DVと子どもへの虐待は、別々のものと考えられてきましたが、DVの存在する家庭で、子どもがけがなどの被害を受ける割合は6割以上と高く、直接的な暴力の被害者になっている実態が明らかになってきています。又、その4割は暴力を継続的にふるわれ、頻度も週に2~3回が最も多くなっています。

さらに、日常的に、DVの被害を受けている子どもの母親は、恐怖・無力感などにより、精神的に不安定になる場合が多く、子どもに「言葉」の暴力を向ける場合もあれば、家事・育児をおろそかにし、結果的に、子どもを十分適切に養育できないネグレクトという形で、子どもを虐待することもあります。

状況が悪化するにしたがい、母親と子どもとの関係も悪くなり、たとえ、加害者と離れて暮らし始めたとしても、母親と子どもの生活に問題が起きる可能性もあります。

(「DV家庭における女性と子どもの被害」アジア女性基金2000年 p27~31)

法律で守られているの？ 子どもの権利

日本では、家庭での親密な関係における暴力を犯罪と認め、2001年に「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV防止法)が成立、2004年には改正され、被害者の子どもの保護も加わりました。

又、「児童虐待の防止等に関する法律」(いわゆる児童虐待防止法)、「ストーカー行為等の規制に関する法律」(いわゆるストーカー行為規制法)等、家庭や親密な関係での暴力に関する法律が制定され、法律が入りにくかったプライバシーの問題に社会が介入し始め、社会全体で子どもを含めたDV被害者に対するの支援や暴力防止に取り組む方向になってきています。しかし、一方で、警察の介入が市民権を揺るがしかねない問題を含んでいると指摘されることもあり、今後の課題といえるでしょう。

配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律

保護命令

改正DV防止法では、被害者が、配偶者からのさらなる身体への暴力により、その生命又は身体に重要な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者(事実婚の配偶者及び元配偶者を含む)に対して命令を発することができます。これが「保護命令」です。

保護命令のなかには、加害者が被害者につきまとうことを禁じた「接近禁止命令」と被害者とともに生活していた住居からの退去を命じる「退去命令」があります。今回のDV防止法改正で、加害者の接近を禁止する「接近禁止命令」の対象に、子どもも含まれるようになりました。

保護命令

接近禁止命令

加害者が、被害者（被害者と同居している未成年の子についても可能）の身边につきまったり、被害者の住居や勤務先（子どもの学校）などの近くをはいかいすることを6ヶ月間禁止する。（DV防止法第四章 第十条）

保護命令の要件と手続き

保護命令の発出には、「更なる」身体に対する暴力により、生命又は身体に重要な危害を受けるおそれ大きいことが必要です。

又、被害者の子どもへの「接近禁止命令」を発出するためには、次のことが必要です。

被害者に対し「接近禁止命令」がすでに発出、又は、同時に発出されること。

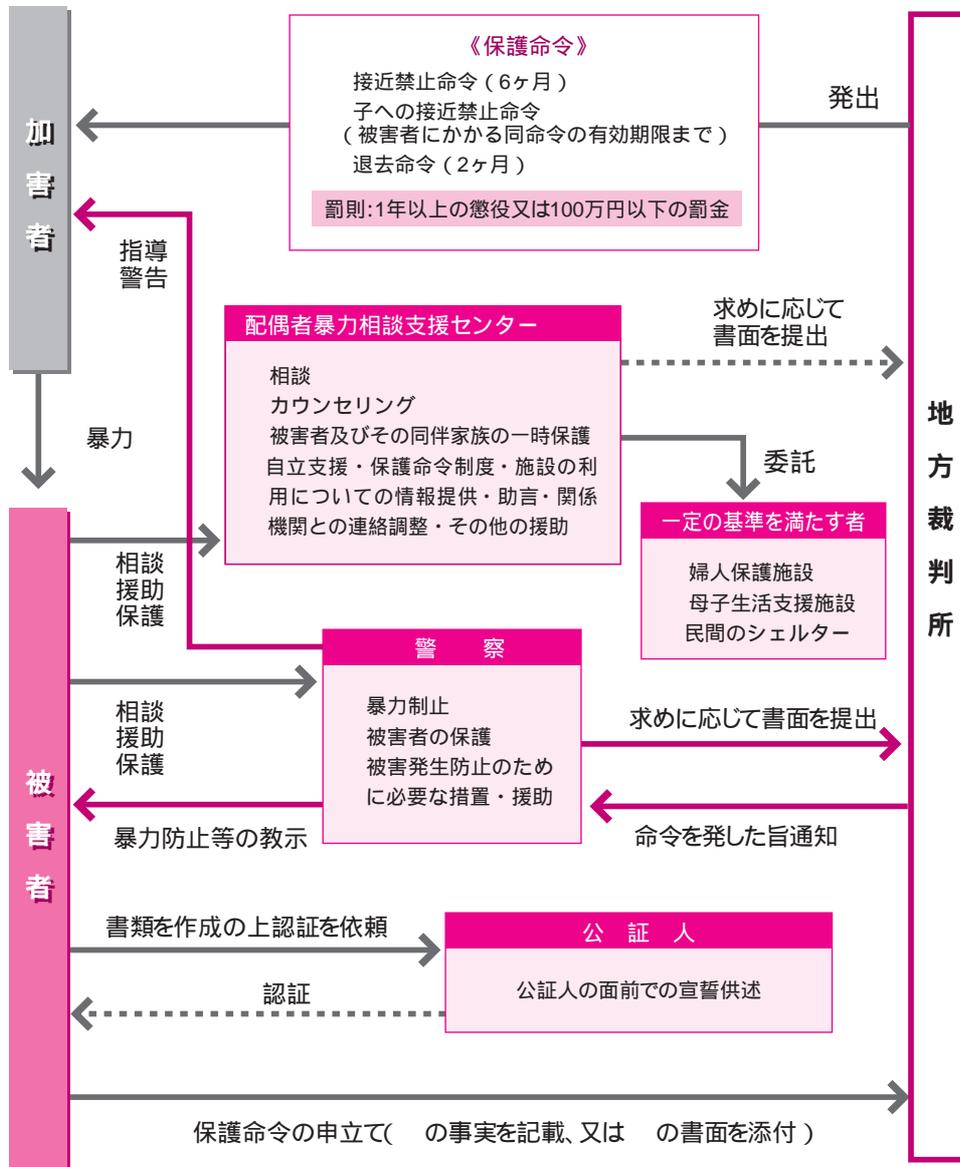
対象となるのは、被害者と同居している未成年の子どもであること。

被害者と同居している子どもが、加害者（その子どもの養育者）との面接を余儀なくされる場合、それを防止するために必要だと認められること。

子どもが15歳以上である時は、本人の同意が必要であること。



【保護命令手続の概要】



出典:『配偶者からの暴力相談の手引き』内閣府 男女共同参画局(2002年)

[保護命令における接近禁止]



改正により、6ヶ月間、加害者が子どもに近づくことが禁じられましたが、それ以降についてはDV防止法には明記されていません。

「接近禁止命令」の失効後は、再度手続きをし直さなければ、加害者が子どもに会うことを制限することはできません。

子どもへの面会（面接交渉権）や接近については、あくまでも、子どもの利益や福祉を守ることを第一に考える必要があります。

児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待防止法の改正で、DVが起きている家庭での子どもの養育は虐待であると定められました。今まで、DVと子ども虐待が別々の文脈で語られてきましたが、ようやく、その関連性が意識されるようになり、法律で定義された事は大きな意味を持ちます。

虐待の定義

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な言動を及ぼす言動をいう。）その他、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（改正 児童虐待防止法 第二条 四）

子ども虐待の定義

児童虐待防止法では、「虐待」とは、保護者（親権を行う者、現に子どもを監護する者）が18歳に満たない児童に対して行う次のことを指しています。

身体的虐待 身体に外傷が生じ、又は、生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること、又はさせること。

養育怠慢・拒否 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長期間の放置。保護者以外の同居人の身体的・心理的虐待、わいせつな行為を放置することを含む。

心理的虐待 子どもに著しい心理的外傷を与える言葉や拒絶的な対応、子どもが同居する家庭での事実婚を含む配偶者に対する暴力で、子どもの心身に有害な影響を与えることを含む。



第2章

子どもが抱える リスク

暴力を目撃した時に子どもが受けるダメージは、その場限りの事ではありません。子どもの成長を育くむ日々の生活そのものが、DVによって破壊されていると考えられます。目に見える傷がなくても、子ども達は心にいろいろな傷を受け、人には言えない「秘密」をたくさん抱えて生活しています。このような家庭環境は、子どもの人生にはかり知れない悪影響を及ぼすと考えられます。DVにさらされている子どもは、情緒面、行動面でさまざまな問題を抱えるリスクが増大すると言われていますが、もっとも深刻なのは、「子ども達の心の奥底に、無力感と自己否定が埋め込まれること」など、価値観や考え方に与える影響だとアメリカの研究者の指摘があります。

子どもは
心を痛めている！

子どもを蝕む家庭環境

年齢の低い子どもは、ごく限られた狭い範囲の生活しか知りません。自分の親の言動や、自分の家庭で起きていることが、子ども達の判断基準や価値観の根幹を形成していきます。DVにさらされて育つ子どもにとっては、理不尽な支配関係が日常的であり、安心できる環境で親に守られながら生活することは望めません。父親と母親の仲裁に入ったり、父親に傷つけられた母親の相談役になったり、子どもが大人の代わりをしなければならないこともあります。親から依存されたり、過度に干渉されること(詳しくは第5章)が、子どもにとって負担にならないはずがありません。

このような環境にいる子ども達は、子どもとしての自分の生活を楽しみ、夢を持つこともできずに、いつも親のこと、家庭のことに心を砕いています。子どもとして、十分に自分らしく生きることができずに、大人にならなければならないのです。

【子どもの気持ちと反応】

不安や混乱

家の中でいつもどうして、大きな声を出すのだろう。ああ、いやだ。

お母さんがけがをしたらどうしよう。

いつまた、お父さんが怒り出すかもしれない。

お父さんがこわい。

家庭がバラバラになったらどうしよう。

お父さんはなぜ、あんなひどいことをするのだろう。

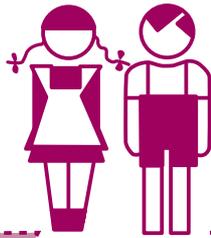
複雑な気持ち

お父さんはお母さんにひどいことをするけど、やさしいところもある。

お母さんは私を守ってくれない...

気持ちがごちゃごちゃになって自分の気持ちがわからない。

お母さんだって悪い。黙っていないではっきりいやと言えればいいのに...



自責の気持ち、孤立感など

私がいい子にしていれば、けんかは起こらないかもしれない。

誰も私の気持ちをわかってくれない。

私だけどうしてこんな家に生まれてきたんだろう。

お父さんがお母さんにひどいことをするのは私が悪い子だからだ。

もっと、大切に、やさしくしてほしい。

友だちや周囲に対して

私はつらいのにみんなどうして楽しそうに笑ってられるの。

みんなの家は幸せそうでうらやましい。ねたましい。

家で起きていることは誰にも言うてはいけない。

私の家はみんなと違う。

どうして私がきょうだいの面倒をみなくちゃいけないのだろう。

子どもの反応

子どもの置かれている状況

危険にさらされる。
父親からの直接的、間接的な暴力と、DVを受け行き場のない母親からの虐待などのリスクにさらされている。
日常的に起こる暴力で、恐怖と極度の緊張状態、いつまた父親の暴力が起こるかもしれない不安のなかにいる。



- 自分を守る。
- 「良い子」でいようとする。
- 見ないふり、聞かないふりをする。
- 自分がどのように感じているかを語らない。
- 家庭で起きていることを恥ずかしいと思い、他の人に語らず、孤立する。
- 弟妹に対し、背伸びをして保護者や親の役割をはたす。
- 自分の気持ちの整理がつかず、攻撃的になる。
- 母親を守ろうとする。
- 父親をやり負かそうとする。



子どもの気持ち

[やり場のない怒りと無力感]

「優しくしてほしい」、「安心したい」、「楽しい家にいたい」

子どもとして当然のことを望んでも、DVの存在する家庭で育つ子どもは、それらが満たされにくい状況にいます。

子ども達は、父親や母親に対する愛情があるからこそ、かえって辛い思いを味わいます。父親が母親を傷つけることを悲しんだり、自分の家で起きていることに負い目を感じたり、愛情に満ちた家庭を羨ましいと思ったり、楽しそうにしている友達に妬みの感情を持つこともあります。

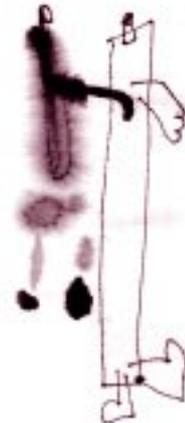
家庭の状況をどうにかしたいと思ひ心を砕いても、状況が変わらなければ、子ども達はやり場のない怒りと無力感に支配されていきます。

[引き裂かれる気持ち]

父親に対して、「どうしてお父さんはお母さんに、あんなひどいことばかり言うのだろう」と怒りを感じる一方で、「いいところもあるし、優しいところもある...」という気持ちにもなります。子ども達は両親に対して、怒りと愛情の混在したアンビバレントな感情に引き裂かれています。

又、母親からは「お父さんが悪いから、お父さんのいうことを聞いたらだめ」と言われ、父親からは「お母さんの言うことを信じてはいけない」など、母親と父親から同時に、別々のメッセージを受けとって、どうしていいかわからなくなることもあり、母親と父親の間で気持ちが揺れ動きます。

さらに、父親や母親のそれぞれのメッセージが一貫しないこともしばしばあります。たとえば「お父さんの言うことを聞いてはいけない」と言う母親が、次には「お父さんの言うことを聞きなさい」と言ったりすれば、子どもはどの言葉を信じたらいいのかわからず混乱します。



支援者の注意点

[子どもの複雑な思いを理解する]

DVにさらされた子ども達は、相反するさまざまな感情を抱えていると言えます。しかし、子ども自身が自分の感情を整理できずにいる時に、周りの大人が勝手に子どもの感情を代弁し、判断することは避けたいものです。

又、暴力を批判しても、加害者自身を批判するのは避けましょう。たとえ加害者であっても、子どもは愛情を感じている場合もあります。このような子どもの複雑な思いを理解して、子ども達に接してください。

子どもに対して、加害者に恐れや怒り、悲しみ、愛情といったさまざまな感情を持っていてもいい、そうした気持ちを表に出してもいいという安心感を与えます。たとえば、「ドキドキして不安だったんだね」、「お父さんもお母さんも両方とも好きなのに、けんかばかりして嫌なんだね」、「お母さんとお父さんに対して同じように『好き』という気持ちを持ってもいいんだよ」など。

支援者は、加害者の暴力行為は批判しても、加害者自身を批判したり、攻撃したりしてはいけません。たとえば、「お父さんがお母さんを怖がらせたんだね、暴力をふるってはいけないね」という言い方をし、「お父さんは悪い人だ」とは言わないようにしましょう。

子どもに対して、「加害者への愛情を捨てなければならない」といったプレッシャーを与えることはよくありません。たとえば、「暴力をふるうお父さんのことは忘れた方がいい」などは言うてはいけない言葉です。

加害者の暴力について慎重に聞き出し、子どもが「家のなかで起きていることを知っているのは自分だけ」と思っている重荷を取り除く手助けをしてください。たとえば、「お母さんはつらい思いをしてきたんだね。ここでは、君が見てきたことを話しても大丈夫だよ」と話しかけるなど、子どもが、自分の「秘密」を自由に話しても大丈夫であるという気持ちになるようにしてください。

暴力があったことやその影響を話すことは、加害者に対して裏切り行為にはならないことも伝えてください。たとえば、「あなたが暴力をふるわれたり、嫌な気持ちになったことを話しても、お父さん（お母さん）を裏切ることではないよ」といった対応です。

どちらか片方の親が家を出て行った場合、喪失感を感じるだけでなく、両親が別れたのは自分のせいだと自責の念にかられ、罪悪感を持つ子どももいます。家庭で起きていることは子どものせいではなく、大人が解決しなくてはならない問題だと知らせることも必要です。



子どもに あらわれる影響

DVの存在する家庭で育つ子ども達は、心のなかに抱えている怒り、混乱、不安、悲しみなどを自分で整理できず、又、うまく表現することもできず、あるときは攻撃的になったり、あるときは抑うつ的になったりすることがあります。こうした行動を周りの大人達は、「問題行動」と捉え、その子に問題があるかのように考えてしまいがちです。

けれども、子ども達の「問題行動」といわれるものを、実は、子ども達が発している『悲痛な心の叫び』、身をもって発している『SOS』と受けとめると見えてくる事があるはずです。

一見、おとなびて言うことをよく聞く『よい子』、『問題のない子』であっても、その子は必死で暴力のある環境に適応しようとしている場合もあります。以下にあげる例はすべてがDVの影響だと言い切れるものではありませんが、子ども達の様子をよく観察し、背景にある問題が何なのか見極めてください。

身体面にあらわれる影響

子どもが暴力の標的になる、巻き添えになってけがをする。又は、加害者から暴力を受けて行き場をなくした母親から暴力をふるわれ、けがをすることもあります。

加害者が被害者に対してふるう暴力の巻き添えになってけがをするなど。

暴力を見たり聞いたりして緊張感や恐怖感が加わり、吐き気・嘔吐、頭痛や腹痛、発熱などを訴える。

アレルギーの発作が激しくなったり、風邪をひきやすくなるなどの症状がでる。体の痛みは無反応になる可能性がある。

事例

5歳のA君が、父親が母親にふるう暴力をとめようとした時、父親に突き飛ばされて、柱の角に頭をぶつけました。2センチほど切れて、出血しました。幸い、すぐ、治療したため大事にはいならず回復しましたが、父親が帰宅する時間になると、「お腹が痛い」と言うようになりました。又、7歳の姉は、時々、心臓がキューとつかまれるように痛くなると言います。病院で検査を受けましたが、「異常なし、神経質な子どもに見られる症状」と言われました。検査に異常はないものの、いまだに、心臓がつかまれるような感じがあると言います。

心理面にあらわれる影響

子どもは親子関係のなかで感情を調整する力を獲得していくものですが、DVの存在する家庭でその力が十分に育まれない場合、子どもが感情を爆発させたり押さえ込むなど、感情を適切にコントロールできない傾向が見られます。

喜怒哀楽などの情緒の発達が遅い。
 大声や大きな音に神経質になる。
 イライラ感が増す、集中力が不足する。
 悪夢を見る、不眠を訴える、夜尿症など。
 自分は何もできないという絶望感、不安感を感じ、やる気がでないなどの反応。
 暴力そのもの、家族の崩壊、けがに対して漠然と理由のない恐怖心を持つ。
 怒りや恐怖の感情を表現することを恐れ、自分の感情を出さなくなる。

事例

保育所に通う5歳のMちゃんは、自分で洋服を脱ぐ、ごはんを食べなどの日常生活の習慣部分はよくできているのに、言葉をほとんどしゃべりません。感情の表現が乏しい子です。「喜び」「怒り」「愛情」「嫉妬」といった情緒的な気持ちの動きが見られません。発達障害かと思い、お母さんに相談したところ、家庭にDVがあることがわかりました。

行動や態度にあらわれる影響

子どもの「問題行動」には愛情や配慮が十分に向けられないことから起きると思われる場合があります。又、こうした行動は、解離性の反応やPTSDの反応であることも考えられます。さらに、大人に対して挑発的な言動や態度を示し、その人から怒りや攻撃性を引き出すといった、自分が受けてきた暴力的な人間関係を再現する傾向も見られます。

学校や家で落ち着きがなくイライラし、暴力をふるったり攻撃的な行動をとる。
 ものごとに集中できず、上空の状態であることが多い(忘れ物が多い)。
 大きな音や大声をきいたとたんに家庭で起きた体験がよみがえり、パニック状態になる。
 自分を守ってくれる親との結びつきが強くなる。

事例

担任の教師は、小学校2年生のKちゃんが、授業中ぼーっとして、肩まである自分の髪をなめていることに気がつきました。母親にそれとなく家庭の様子をきいてみましたが、変わったことはないとの答えでした。
 ところが、先日、音楽の授業の時に、誰かがトライアングルで大きな音を立てたら、急に体を硬直させ、動かなくなってしまったのです。大きな音にびくつく様子を見て、なぜそうした反応をするのかと心配になります。



指をしゃぶったり、まとわりつくなどの
退行行動が見られる。
過度に人目を引きたがる。
きょうだいのめんどうをみるなど無理を
して保護者役を引き受ける。
夜中、DVが起きていると子ども達は眠
れず、朝、起きづらい。
適切な養育を受けていない子どもの場
合、不潔になる。
食生活の乱れ。

事例

4歳の1ちゃんは、保育所にあるおもちゃを端から放り投げます。お友達が使っているおもちゃを取ろうとしたり、小突いたりします。そうかと思うと、保育士にまとわりついて離れないこともあります。

人間関係に対する影響

DVによる悪影響を受け、親との間に情緒的なつながりが持てなかった場合、他者や世の中に対する「基本的な信頼感」を育めないことがあります。たとえば、親からいっときも離れることができない（分離不安・見捨てられ不安）、しがみつきのな人間関係を持つ、信頼関係をつくって発展させにくいなど、他人との間でコミュニケーションがうまくとれない傾向も見られます。

[親との関係での影響]

暴力をふるう父親への恨みと、抵抗せず
なすがままになっている母への怒りを持
つ。
親に対する信頼を失う。親を慕わない、
敬わない。
暴力的な父親、又は母親に対して攻撃的、
反抗的になる。
性的虐待を受けた場合、人格が破壊され
るほどの深い傷を負うこともある。

[対人関係での影響]

暴力がある家庭を恥ずかしく思い、家族
に関することを秘密にし、他人を遠ざけ
る。
友人がいない、又は、親しい付き合いが
できないなど孤立したり、引きこもる。

事例

33歳になるH子さんは、DVの存在する家庭で育ちました。職場の人達が家族の話題で楽しそうに盛り上がっているとき、なぜか疎外感を感じてしまいます。「自分だけが、不幸な子ども時代を過ごしてきたのだ」という気持ちがかみ上げてきてしまうのです。作り笑いをしてその場をやり過ごしますが、何となく輪のなかで浮いてしまいます。「子どもの頃からずっとこうだった。みんな明るく楽しそうに暮らしているのに、なぜ私だけいつもうつうつとしているのだろう」と、自分が可哀想になってしまいます。



自分を無意味な存在として卑下する。
 人間を信頼できない、人間不信の気持ちを
 いだく。友人との関係が深まるにつれ
 不安になり、突然に自分からコミュニケ
 ーションを絶ったりする。
 人とのコミュニケーションがうまくいか
 ず、もめごとをうまく解決できない。
 家にいたくないために外出がち。一人で
 いる事ができずに不適切と思われる親密
 な関係性を求める傾向がある。

事例

中学2年生のBさんは、友人と気
 まずい雰囲気になりそうになる
 と、いつも自分から「ごめんね」
 「ごめんね」と謝ることが多く、
 友人達から、「どうしていつも謝
 ってばかりいるの？ ごめんねば
 かりいう態度がいや」と言われて
 しまいます。自分でもどうしたら
 いいかわかりません。自分の意見
 をはっきり言いたいのですが、な
 かなか言いたせません。

将来にわたり長く続く影響

子どもは、家庭のなかで“人間関係のパターン”を学んでいきます。DVの存在す
 る家庭で育った場合、暴力を回避するために相手のご機嫌をうかがい自己主張しない、
 緊張を緩和するために道化役を演じる、自分の不機嫌さを解消するため他人に当たり
 散らすなど、子どもの頃に身に着いた“人間関係のパターン”を、その後の人生でも
 繰り返す傾向があります。

又、大人になっても、突然、子どもの頃の嫌な体験を思い出し、そのとき感じた感
 情と同じような感情がよみがえることもあります。

いつまた暴力が起きるか、緊張と不安
 を持ち続けることで、精神的に不安定に
 なる。
 それまで経験した関係性を繰り返した
 り、同じような関係性に巻き込まれやす
 い。
 自己評価（自尊心）が低い。
 怒りとあきらめといった感情が先にた
 ち、感情移入しにくい。
 女性の場合、男性に対して猜疑心、恐怖
 感を持ちやすい。

事例

45歳のSさんは、子どもの頃から、いま現在を楽しむことができ
 ないできました。知らず知らずの
 うちに、自分の頭の中を占めてい
 るのは、子ども時代に家庭内で目
 撃してきた暴力の体験やそのとき
 に感じた感情です。いまでも、そ
 のとき感じた惨めな気持ちや、悲
 しく寂しいという感情がよみがえ
 ってきます。いくつになっても過
 去にとらわれている自分が嫌でた
 まりません。こんなことではいけ
 ないと思うのですが、自分ではど
 うすることもできません。



子どもの SOS(発信するサイン)を 見逃さないで！

子ども達の発信するサインは、大人達が正しい知識と想像力を持って、注意深く見ていれば発見できることも多いものです。「問題」があると思える子どもの行動は何が原因なのか、子どもの行動を引き起こす何かが家庭で起きているのではないかと注意を払ってください。

子ども一人ひとりの違いに丁寧に向き合しましょう。「子どもに声をかける」、「子どもの行動を注意して観察する」、「専門家につなぐ」など、子どもに関わる人達が自分のできる範囲で行動を起こすことが大切です。

[年齢に関わらず共通するサイン]

感情のコントロールがむずかしい。

衝動性、攻撃性が強い。

自己評価が低い。

不安がったり、落ち込んで元気がなく、抑うつ等の心理的影響が見られる。

慢性的な頭痛や腹痛を訴える。

いつも1人で遊んでいたりと、友達がいないなど孤立している。

問題を解決するために、頻繁に、暴力という手段を使う。

発育・発達の遅れがある。

栄養状態や衛生状態が悪い。

抵抗せずになすがままだったり、極端に用心深かったり、おどおどする。

学校で居眠りをすることが多い。

過剰に責任を引き受ける。

過剰な愛着がある。

共感性が乏しい。

否定的、自虐的になりやすい。

さまざまな場所で子ども達はサインを発しています

子どものサインを発見できる場所はたくさんあります。シェルターやカウンセリングにDVを受けている母親とともに来る子どもは、暴力にさらされています。又、学校や保育所、幼稚園、学童保育、保健所、野球やサッカーでのチーム活動、子どもの集まる地域や家庭など、さまざまな場所で、子ども達はサインを発しています。

介入する

子どもの虐待が疑われる場合は、「危険度」と「緊急度」を判断し、その程度に応じて危機介入することが大切です。「生命に危険がある」、「性的虐待（p34参照）があり、加害者と同居している」場合は、直ちに子どもを保護する必要があります。又、「生命に危険はないが時折暴力を受け」たり、「ネグレクトがあると思われる」場合も、調査ののち、事実であれば子どもの保護が検討されます。いずれの場合も、すぐに児童相談所に連絡してください。さらに、子どもに専門的なケアが必要だと思われる場合も、専門の機関（児童相談所、自治体の児童家庭相談援助窓口、医療機関、カウンセリングルームなどの民間支援機関）などにつないでください。

しかし、DVの起きている家庭で養育されている子どものケアは、専門家や専門機関だけがすることではありません。たとえば、子どもの『SOS』に気づいたら、「子どもを観察し家庭で起きていることを話せる環境を作る」、「子どもが安全で安心できる環境を得るために働きかける」など、自分のできることをできる範囲で始めるだけでも意味があります。





第3章

DVの存在する家庭に育った 子どもの心のケア

家庭は子どもにとって大きな存在です。しかし、家族や家庭環境だけが子どもに影響を与えているわけではありません。ときには、友達やおじいさん、おばあさん、近所の人との関わりをきっかけに、子どもの心に変化があらわれる場合もあります。もともと子ども自身が、回復のための内なる力を持っているのです。その力を信じる必要があります。

暴力的な環境で育った子ども達の心理的、情緒的な混乱は、食事や入浴、遊びなどといった日常生活の流れのなかでケアしていくことが大切ですが、ここでは、とくに子どもの心理的なケアについて扱います。

子どもを信じる

まず、子どもにあたたかく接し、その子を大切な存在だと思っていることを伝えてください。そして、暴力という手段をとらなくても、感情を表現し、人とのコミュニケーションがとれることを教えましょう。

子どもは無力な存在だと思われがちですが、大人が思っているよりもはるかに自分を守るための知恵や力を持っています。適切な知識や情報が与えられれば、年齢を問わず、暴力に対処するための方法を積極的に考えることもできます。子ども自身が自分を大切にできるように働きかけるようにしましょう。

プラスになる友達関係、母親との良好な関係、親戚や親以外の信頼できる大人との関係などによって、子どもは、暴力に支配されない別の新しい世界に気づくようになります。

回復のプロセス

DVや虐待の被害を受けた女性や子ども達は、双方が同じようなプロセスを踏んで回復していくといわれています。“力と支配”の関係から抜け出し、心の回復にいたる道のりは長く時間のかかるものですが、行きつ戻りつしながら「回復の階段」を少しずつ上っていきます。支援に携わる誰もが、「回復のプロセス」を把握していれば、どのタイミングでどのような支援をすればよいのか手がかりがつかめるでしょう。

又、母親や周囲の人がこのようなプロセスを理解し、適切なプロセスを踏んだケアによって回復が可能であることを知れば、先が見え、安心感や希望をもたらします。

コーディネーターの役割

福祉事務所、女性センターの相談員、シェルターのスタッフ、病院の看護師、カウンセラー、弁護士、教員や保育士、児童相談所の職員、警察官...

それぞれの支援者が関われる範囲や、できることは限られているかもしれませんが、しかし、「協力を依頼された支援者が、依頼した支援者に、その後、どのような状況になったか報告する」など、お互いが小さな努力を積み重ねることによって、支援者同士の顔が見えてきます。それぞれが半歩ずつでも踏み出して、連携しながら支援にあたっていくことが必要です。

DVの被害を受けた家族の生活全般を支えるためには、さまざまな人の助けが必要です。子ども達の周りには、親戚や教師、子どもに関わる地域の大人など、暴力を伴わないやり方で問題に対処し、愛情を示すことのできる大人達が必ずいます。その人達の力を借りながら、その子が家庭では知ることのできない大人の役割を示していきましょう。

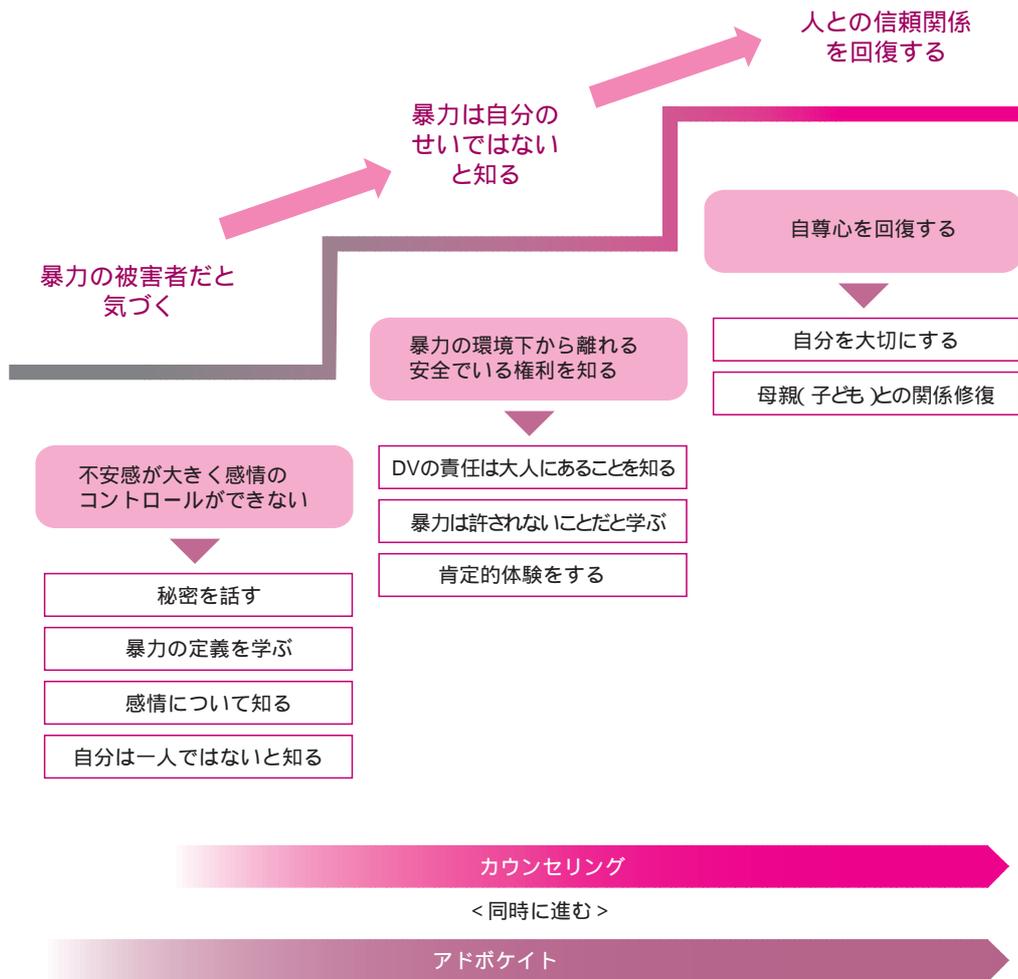
しかし、それぞれの支援者がばらばらに支援をしていると、思わぬ問題も発生します。被害者の生活をトータルに見渡し、いま、どのような支援が一番必要とされているか、俯瞰的な見方で周囲の人達をコーディネートできる人が不可欠です。家族の状況や社会資源を把握し、周囲の人を説得し、協力を求め、他機関の支援者との連携をはかる役割を担える人です。自分でその任を担えなくても、コーディネーターに適任な人を探してつなぐことから始めましょう。



DVや虐待の被害者や子どもが上る緩やかな「回復の階段」

DVや虐待の被害者や子ども達は、安全で安心できる場で、信頼できる人との関係のなかで、長い時間をかけながら少しずつ緩やかな「回復の階段」を上るように回復していきます。回復への道は、「自分は暴力の『被害者』だと気づくことから始まります。そのような認知によって、不安や混乱した気持ちが徐々に整理されていきます。さらに、生きている喜びを感じられる経験をし、人との信頼関係を回復していくことで、自分自身を肯定的に捉え自尊心を持つようになると言われています。

【DVや虐待の被害者や子どもが上る緩やかな「回復の階段」】



心の回復プログラム

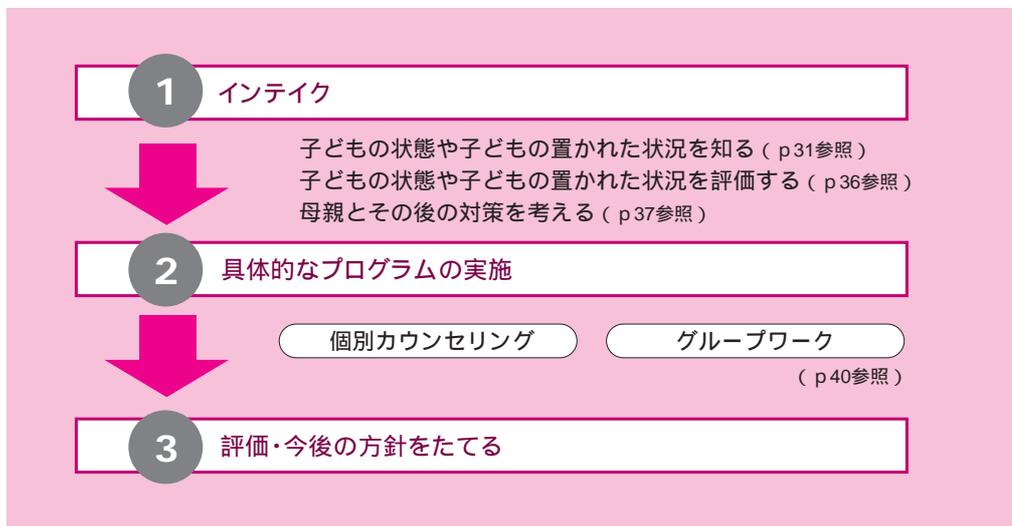
DVの存在する家庭で育った子ども達に対して、どのような支援が考えられるでしょうか。ここでは、心のケアに焦点をあてて、「心の回復のプロセス」の一段一段のステップに沿って構成された回復プログラムを紹介します。

DVの被害者支援に関わる人達も、子どもの心の回復について基本的な知識があれば、状況に合わせていろいろな場面で応用できるでしょう。

実際にプログラムを導入しなくてもどのような対応が子どもの心の回復に有効かを知って、保育所や学校、地域の人達など、子どもの周囲の人の協力を得ながら、生活環境を改善することに役立ててください。支援者がやれることはたくさんあるはずで、子どもの状況を把握し、何が必要とされているのかを考え、やれることから始めましょう。

子ども達が安心して心を解きほぐし、自分自身が持っている力に気づいていくようにすることが大切です。又、こうしたプログラムに欠かせないのは、暴力についての教育的な視点です。暴力的な環境で育った子どもは「暴力や虐待は、いけないことである」と認識していないことも多いものです。そのために暴力の否定や自分自身を守る方法、暴力をふるわないための教育的な視点が必要です。

【心の回復プログラムの流れ】





子どもの 状況を知る

インテイクとは

カウンセリングを始めるための最初の1回ないしは数回の面接を、インテイクといいます。

インテイクは、「この子どもはどういう子か」、「いま、子どもがどのような状況にいるのか」、「家族の関係はどうなっているのか」、「どれくらい心の傷を負っているのか」など、まず、その子ども自身と、子どもの置かれた状況を知るために行われます。そして、インテイクを通して、その子どもの被害の深刻さや危険度を評価し、子どもの回復のためにどのような方法がふさわしいかを判断します。

【目的】

子どもと家族のニーズを明らかにし、ニーズにあったさまざまなプログラムや他機関を紹介する。

DVの存在する家庭で一般に何が起こり得るかという情報を提供する。

子どもや親達の感情や理解度を尊重しながら、前向きな答えを提供する。

子どもや親達に選択肢があるということを認識させ、内なる力を引き出す。

安心できる環境で信頼関係をつくる

その子どもがどんな子どもであり、どのような状況に置かれているのかを詳しく知るためには、安全で安心できる環境を作ることが大切です。いかに子どもを安心させるかに神経を使ってください。きちんと耳を傾け、子どもが話している途中で口を挟んだり、あれこれ質問せずに、しっかり子どもの目を見て、「あなたの言うことを聞いていますよ」というメッセージを伝えましょう。常に一人ひとりの子どもに対し柔軟に対応してください。

子どもへの質問

ここで紹介する質問は、アメリカなどでグループワークを始める前のインテイクの時に使われる例です。ここでは質問のみをあげていますが、実際には子どもに合わせて受け答えをしてください。

インテイクは、名前や住所、友達などについての話から始め、次に、家庭にどのようなことが起きているかなどの核心部分を聞き、リラックスさせる感じで終わらせます。インテイクの内容は専用記録用紙に記録します。

質問の事例

対象：小学1年生ぐらい

Q こんにちは。あなたの名前を教えてね。
今日、ここに来る時、どんな気持ちだったかな？

Q どの学校へ行っているの？(あなたの通っている学校の名前は？)
担任の先生の名前はなんていうの？

Q 学校でいちばん好きなことは何？(どういう授業が好き？嫌いなのは？)

Q 学校で遊ぶ友達はあるかな？

Q 仲の良い友達はある？

Q 仲の良い友達とは何をして遊ぶのが好き？

Q お友達にとけんかをすることがある？ その時はどうする？

Q あなたは、一人で遊ぶのが好き？

導入

Q 家族全員の名前を教えてください。
きょうだいはいるか？ 歳はいくつ？

Q おうちで、あなたと住んでいるのは誰？

Q みんなはどこで寝るの？

Q 家族で何をするのが好き？

Q 家族のなかで、一番一緒にいたい人は誰？(誰が一番好き？)

Q 心配事がある時、怖い時、悲しい時、家族の誰に話す？

Q そんな時、誰があなたを助けてくれますか？

Q 家族のなかで、一緒にいたくないと思う人はいますか？

[本題]

家族について



あなたが自分で好きなところや得意なことを教えて。

あなたが自分で嫌いなところや得意じゃないことを教えて。

自分で変えたいところはある？

何歳にでもなれるとしたら、いくつになりたい？ その理由は？

(自分の感情について) 今日はどうな気分？ 昨日は？

家にいるときはいつもどんなふうに感じているの？ 楽しい？

あなたが幸せに思えることはどんなこと？

悲しいことはどんなこと？

一番幸せだと感じたことは？

一番怖かったことはどんなこと？

その時、あなたはどうしてた？

一番悲しかったことは？

あなたはどんなときに怒るの？

怒った時、どうしますか？

[本題]

自分自身について

家族の誰かと取っ組み合いをすることがありますか？ それは楽しかった？

家であなたがお母さんやお父さんの言うことを聞かないとどうなりますか？

「やめて！」と言うとどうなりますか？

家族から、暴力を受けたことはある？

一緒に住んでいる家族やよその人(親戚の人や近所の人など)に叩かれたり、突き飛ばされたりすることがあるという子がいるけど、あなたはそうされたことはある？
(誰に？ いつ？ どこで？ どのように？ その時の気持ちは？)

家族の誰かから、からだに触れられていやな気持ちになったことはある？
(誰に？ いつ？ どこで？ どのように？ その時の気持ちは？)

[本題]

暴力について





Q (人体図を示して)これに顔と髪の毛を描いてみてね。そして、触られてもいいところを緑のクレヨンで塗ってみて。次に触られたらいやな所、変な気持ちがするところを赤いクレヨンで塗ってね。(人体図に書き込まれたマークについて、必ず、誰に、いつ、どこでなどの詳しい記録を残す)

Q (子どもが目撃した暴力)いるんなおうちで、お母さんとお父さん(又はお母さんと一緒にいる男の人)が言い争ったり、けんかをするところがあるけど、あなたは、自分のおうちでそうしたけんかを見たり聞いたりしたことを覚えている?

Q お母さんやお父さんがけんかをしたら、あなたはどうするの?

Q お母さんとお父さんはどうしてけんかをすると思う?

Q お母さんたちがけんかをするのは自分のせいだと言う子がいるけど、あなたもそう思うことがある?(話が進めば、けんかは子どものせいではないことを伝える)

Q あなたのお兄さんやお姉さん、妹や弟は誰かにけがをさせられたことがある?(あったら、誰に、いつ、どのように、どうして、最後はいつだったか)

Q 動物になれるとしたら、あなたはどんな動物になりたい?

Q 願い事が3つかなうとしたら、何を願うかな?

Q 私からの質問は終わりです。あなたから私に聞きたいことがある?

終わりに向けて

DVの起きている家庭での子どもに対する性的虐待



DVの起きている家庭でも性的虐待が起きていることがあります。その場合、親や養育者など子どもにとって保護的な立場にある大人やきょうだいなどからの子どもに対する性的な行為を指します。性的行為には、性交だけでなく性的な意味を持つ接触などを含んでいます。

母親がその行為に気づかない場合もあれば、気づいていても加害者からの暴力を恐れて無視することもあると言われます。被害を受けた子どもは心身ともに深い傷を受けるばかりでなく、助けてくれなかった母親に対して、「自分を見捨てた」という気持ちを抱くこともあります。



質問のポイント

道具を使って、暴力について質問する

暴力の核心に触れる部分では、子どもが緊張し、なかなか話に入っていきることができない場合があります。母親から事前に説明を受けていても、母親が全部を知っているとは限りません。又、子どもが話をしていたとしても、母親が理解していない場合もあります。たとえば、子どもへの性的虐待などです。

子どもの年齢によっては、子ども自身が受けている行為が何かを理解できていないこともあります。その場合は、プレイルームのような部屋に連れて行って、人形を指差しながら、「あなたが一番触れられたくない部分はどこ？」というような聞き方をするといいでしょう。

質問をあまり立て続けにしない

質問をしたら、次の質問までに少し時間を空けてください。たて続けに質問すると、子どもの気持ち混乱することもあります。子どもの様子を観察しながら、少し余裕をみて接してください。

質問は端的に

端的な質問をするようにしてください。たとえば、「成績が下がってきてるけど、おうちで気になることがあるの？ お父さんとお母さんのこと？」というように率直に聞きます。子どもが答えられない場合は、別の対処の仕方を考えればよいのです。

さらに、問題があるとわかった時、どのように対処するかを、自分たちの組織のなかで話し合っておくことも必要です。

インテイクの形をとらずに、学校などで行動の気になる子どもへ質問する場合は、他の子どものいないところで行うなど配慮をしてください。

インテイクを終えるときの質問

子どもにとってインテイクは、緊張する時間で、長く感じられます。締めくくりでは、子ども達を現実の厳しい面から引き離し、リラックスさせることが必要です。たとえば、「あなたの夢が3つかなうとしたら何がいい？」「なれるとしたらどんな動物になりたい？」などの話は、子ども達の気持ちを和らげます。



状況を評価する

子どものことや、子どもの置かれている状況を知ることができたら、その状況を的確に評価しなければなりません。常に、DVの程度、それに対する子どもの対処、子どもが受けているサポートの3つをセットにして評価し、その後の対策を考えます。

評価をする際に、子ども一人ひとりが違うことに注意を払うことが大切です。DVの存在する家庭に育った子どもでも、その子どもの年齢、性格、DVの種類や程度、DVに対する受けとめ方、既にどれだけサポートを受けているかによって、子どもへの対処の方法は変わってきます。早急な支援を必要としている子どももいれば、少し様子をみた方がいいケースもあります。

その子どもが、自分のつらい経験を乗り越える力を持っていたり、ストレスに適応し生き抜く術を身につけていたり、学校の先生や祖父母など、自分を助けてくれる人を見つけれれば、暴力の影響をかなり軽減することができます。

しかし反対に、子ども自身が暴力やネグレクトを受けていたり、毎日のように母親に暴力がふるわれている場合などは、表面的には大丈夫そうに見えても非常に深刻な状況にあることもあります。そうした点を見逃さず、丁寧に子どもの状況を評価してください。

評価する点について

DVの程度

目撃された暴力の深刻さ

どの程度の頻度で起きたのか

どの程度の期間それが続いたのか

母親だけが虐待されていたのか（子どもまで巻き込まれていたのか）など

子どもはどのように対処しているか

子どもの性別や年齢

子どもは母親をどのように見ているか

母親のストレスの程度

母親が子どもの養育にどのように関わっているか

子どもの発育状態



子どもが父親や父親の暴力をどのように見ているか

家庭の関係性

暴力体験に立ち向かう自己の強さ

子どもの発育、社会的な成長の度合い

子どもが暴力にさらされた時期など

すでに受けているサポートにどのようなものがあるか

子どもが家庭のなかで、十分なケアを受けているか

祖父母や親戚（母方だけでなく父方も含め）がサポートできるのか

近隣の知り合いがサポートできるのか

学校の先生やスクールカウンセラーがサポートできるのか

医療機関の治療やカウンセリングを受けているのか

外部のサポートがあるのか、社会資源を使っているか（シェルターなど）

直接的な危機介入があったのか

サポートは一回限りか、継続的なものかなど

対策を考える

子どものことや、子どもの置かれている状況を慎重に評価したら、それに基づいて、それぞれの子どもにどのような対応が必要かを判断します。

専門機関につなぐのが適切か、個別のカウンセリングが適切か、又は何らかのサポートグループや教育グループなどのグループワークが適切かは、少なくとも数回インタビューを行ってから決定します。

【専門家につなぐ】

子どもの受けた傷が深い場合は、児童相談所などの専門機関につないでください。子どもが深刻な問題行動を起こしている、激しい怒りがある、強い不安症状が見られる、自尊心が非常に低くなっているなど心理的な問題が見受けられる場合には、専門家によるカウンセリングが必要になります。

さらに、なんらかの障害がある、幻聴や幻覚がある、性的虐待や精神的虐待が深刻なトラウマになっている、薬物を使用している、自殺を試みたり自傷行為がある場合には、精神科医や心理の専門家への相談、カウンセリングを行う、安全な施設への保護など、適切な対処をしなければなりません。

【グループワーク】

専門家へつながらない場合は、グループワークを検討しましょう。日本ではまだグループワークを実施している機関は多くありませんが、グループワークで同じような経験をした子どもと出会うことによって、子ども達は、自分の経験が「特別」で、「恥ずかしい」、「言ってはいけないこと」ではないと知り、自分の秘密を安心して話すようになっていきます。グループワークの場で、多くの子ども達と一緒に遊んだり関わることを通して、協力することや助け合いの態度を学び、お互いを尊重していきます。そのような経験を通して、自分自身を大切に思い、自尊心が高まっていくのです。

とくに、10代は、グループワークのなかで、リーダーという信頼のおける大人に出会うことによって自分がどのように振舞ったらいいのかを学んでいきます。

プレイセラピー、アートセラピーなどゲームや遊びを通して、他の人達との関係を学んでいく方法をとることもあります。

グループワークの参加については、子どもが次のような条件に合っているかを判断してください。

年齢にふさわしい集中力があること。

グループの他の子ども達と交流するのに、極端に消極的でも攻撃的でもないこと。

子どもが虐待、又は暴力があったことを認識できていて、いつかそれについて語る気持ちがあること。

ケアする人に 求められること

傷ついた子ども達は、なかなか大人を信頼できない心理状態になっていることが多いものです。子どもとの信頼関係をつくるために、子どもをケアする立場の人や子どもに接する人には、次のようなことが求められています。



【教育的な接し方】

子どもの主体性を重んじ、子どもの目線に立ちながらも、子ども任せにするのではなく、教育的な働きかけをすることが大切です。

柔軟で、かつ体系立てられた規範を提示できるロールモデルである。

否定的な問題解決方法ではなく、前向きな問題解決方法を提案する。

子どもの目の高さまで降りていって話すなど、言葉がけの調子や態度に配慮する。

支援者からの提案や支持は最小限にとどめる。

不適切な行動は改めるように指導するが、子どもの人格を批判しない。

暴力や虐待について、明確に言葉にする。

【基礎的な知識】

暴力の構造についての知識等がある。

子どもが置かれている環境をよく知っている。

子どもの身体的、精神的発育についての十分な知識がある。

【気づく感受性と情報を持っていること】

暴力が原因であられる兆候に気づく。

支援者がどこまで支援できるのか、自分自身の限界を知っている。

子どもを援助するための主要なサービスに関する情報を持っている。

子どもと自分自身を守るための情報を持っている。

生命の危険がある緊急時に、危機介入できる判断と行動力がある。

インタビューする際の繊細でかつ高度な面接技術、適性と感受性がある。

忍耐、融通性、創造性、ユーモアのセンスがある。

子どもが強い関心を持っている最近の読み物、テレビ番組、映画、スポーツヒーロー、アニメのキャラクターやゲームなどを知っている。

子どもと親に対して“DV家庭の親子”という先入観・偏見を持って支援しないこと、又、問題を一人で抱えこまずに同僚やスーパーバイザーのアドバイスを受けることが大切です。



第4章

暴力被害女性の子どものためのグループワーク

ここでは、グループワークの事例をご紹介します。

これは『援助者育成のためのワークショップ』で、アメリカとマレーシアの講師が取り上げた、アメリカの非営利団体ドメスティック・アビューズ・プロジェクト* (DAP) が提供するプログラム「暴力被害女性の子どものためのグループワーク (Groupwork With Children of Battered Women)」の抄訳です。

ここで紹介する内容には、日本での子どもの支援に取り入れられる多くのヒントがあります。プログラムを実施する場合には、あくまでもガイドラインと考え、個々の子ども達の状況や現場に合わせて役立ててください。

* DAP = Domestic Abuse Projectは、1979年に女性への暴力を防止するために設立された団体で、女性・男性・子ども達に向けて、「セラピー」「社会介入」「調査・評価」「トレーニング」の4つのプログラムを展開しています。
日本でのプログラム<http://www.shonan-dv.blogspot.com/>

プログラムの目標

このプログラムは、全体を通して4つの目標をあげています。

秘密を話す

子どもが家庭に暴力（秘密）があることを打ち明けることを指しています。

さらに、次のような3つの二次的目標があります。

暴力を定義する 暴力は悪いことであり、暴力が起きるのは自分のせいではないと知る。

感情について学ぶ いろいろな感情を持ってよい。その感情を表現してもよい。

個人的な体験を共有する 自分一人ではない。

自分を守ることを学ぶ

子ども達が生活のなかで、自分自身を守ることを学びます。



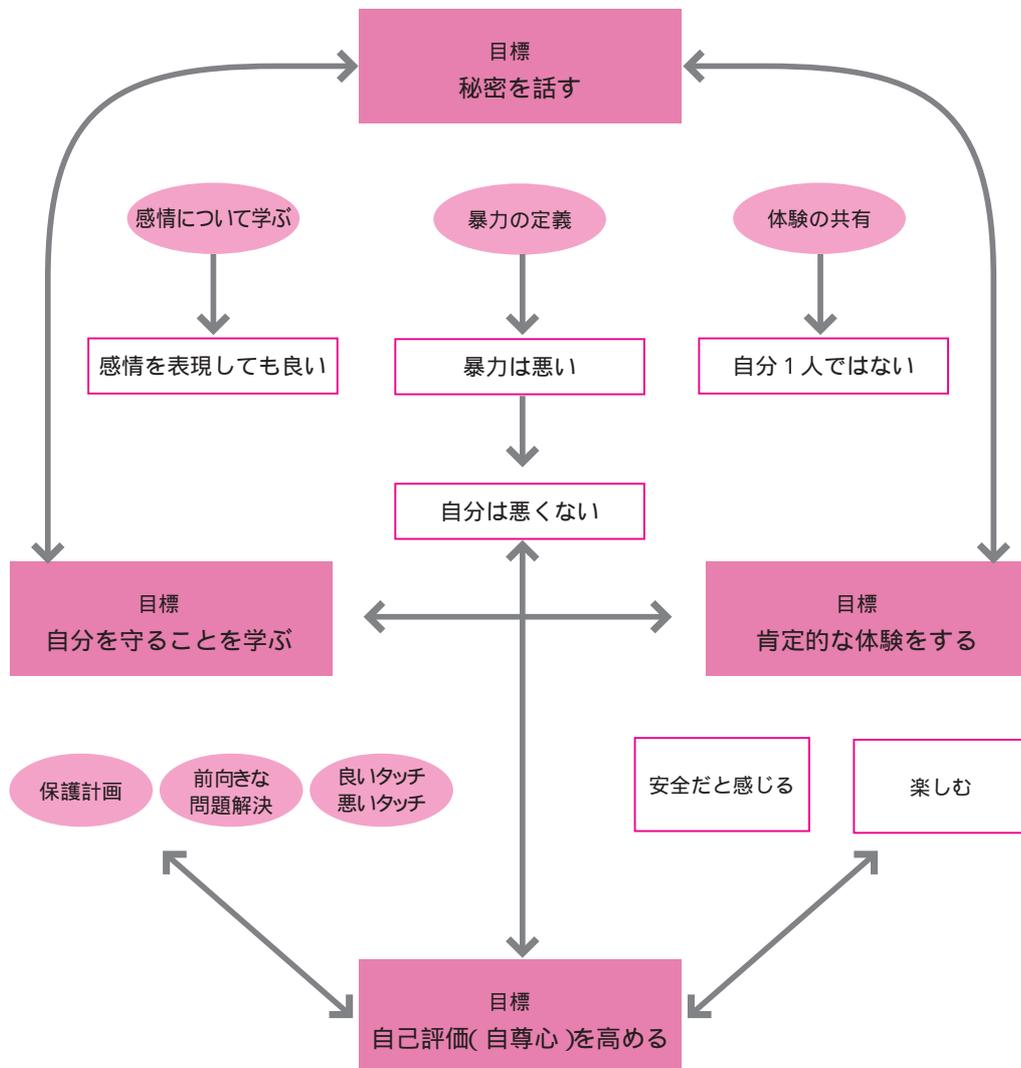
肯定的な体験をする

「安心する」「楽しみや喜びを感じる」という肯定的な経験を重ねることで、子ども達は「秘密を打ち明ける」ようになります。

自己評価(自尊心)を高める

暴力を目撃した子どもは、否定的で自虐的になりやすい傾向があります。子どもの言動を誉め、彼らの考えや感じ方が正当であると認め、安心させましょう。グループワークのなかで、できるだけ多くの選択の機会を与え、子ども達に自信を持たせます。

【プログラムの目標の相互関係】



: プログラム全体の目標
 : 過程での目標
 : 結果として期待される成果



プログラム 全体の流れ

【受け入れの判断】

グループワークへの参加が適当かどうか判断するために、電話インタビューのあと、インタビューを3回行います。

【グループ・プログラム】

オリエンテーション（1時間）のあと、核となる10週間のグループ・セッション（週1回10週間、各セッション1時間～1時間15分）を行います。そして最後の週には、家族セッション（30分）を行い、子どもの状態を評価し、今後の方針を話し合います。10週間のグループ・セッションは、主要テーマ、メッセージ、子どもに期待される成果、概要、指導者メモ、考慮すべき事項などからなっています。

メ ッ セ ー ジ	メッセージは、子どもにもっとも伝えたいことです。各グループ・セッションの指針にもなります。
期待される成果	各セッションで子どもに期待される具体的な目標です。セッション終了後、個々の子どもの目標達成度を「子どもの達成度評価表」を使って評価します。この評価表は、グループ・リーダーが、それぞれの子どもの現在置かれている状況について把握し、どのレベルまで確実に達成できているかを、より明確に認識するためにも役立ちます。
概 要	各セッションの活動内容の概要です。セッションについての番号付きの「指導者メモ」を参照する形になっています。
基本的注意事項と、指導者メモおよび考慮すべき事項	これら2つの項目は、すでに概要で述べられているグループ活動について細かく内容を説明し、セッションで取り上げる主な課題についてさらに詳しく述べています。



【プログラム全体の流れ】

↑ 受け入れの判断	電話インタビュー	親とスタッフとの最初の接点	・加害者の危険度評価 ・インテイクの説明		
	インテイク	子どもと同席での親との面接 子どもだけの面接 親との意見交換	・面接を通して、子どものことや子どもの置かれた状況を評価し、対処方法を判断する		
↑	オリエンテーション	親と子どもが参加	・団体、組織、スタッフとプログラムの紹介		
↑ グループプログラム	週	テーマ	メッセージ	感じ、確認する感情	期待される成果
	第1週	お互いを知る	暴力について話してもよい	安心できる	プログラムの構成と内容を理解する。次回も来てみたい
	第2週	暴力とは何か	暴力は許されない	幸せ	参加者と仲良くする / 暴力について学ぶ
	第3週	怒りを知る	怒りの感情を表現してよい	怒り	すべての感情を認めてよいこと、自分の怒りの表現の仕方を知る
	第4週	両親が争う時	誰かが自分や他人に暴力をふるうのは、自分のせいではない	子どもの年齢と理解度により選ぶ / 混乱した感じ / わけがわからず恥ずかしい / 罪悪感	DVはけっして子どものせいではないと知る
	第5週	私の家はいつも幸せとは限らない	けんかをするのは自分の両親だけではない / 暴力には痛みを伴う	勇気	他の家庭でもDVが存在することを知る
	第6週	暴力についての個人的な経験を共有する	親がけんかをするのは私の家だけではない / ここでは家族の暴力について話してもよい	痛み	暴力やその時の感情についての経験を共有する
	第7週	性的暴力	私のからだは私のもので、守る権利がある	恐怖	いいタッチと悪いタッチの違いを学ぶ
	第8週	アサーティブネス（自分を主張する）	私は安全に暮らす権利がある / 私は暴力的にならなくても強くなれる	強さ	誰でもよいところがあると知る
	第9週	自分自身を守る計画	私は安全に暮らす権利がある	悲しみ	電話の仕方や援助の要請など危険な時の対応を学ぶ
	第10週	復習とお別れ	さよならを言うのは悲しい / あなたはよくやった	これまでの気持ちの変化	やり遂げたことを確認し、誇りに思う
↓	家族セッション	親と子どもが参加	・プログラム全体を終了した評価 ・今後の方針を話し合う		

10週間のグループセッション

セッションとは、1回ごとのグループワークを表します。



受け入れの判断

まず、電話で母親にインタビューし、虐待や育児放棄なども含めた子どもの状況、DVを目撃することで受けた影響などについて聞きます。その後、インテイクをし、子どもに直接話を聞き、グループに受け入れるかどうかを判断します。

【電話インタビュー】

インテイクに参加できるかどうかを判断するために、まず、電話でのインタビューを行います。母親（第一保護者）とスタッフとの最初の接点となります。

電話インタビューは、「電話インタビュー用紙」に沿って行われます。スタッフの自己紹介、電話インタビューの目的、所要時間（15分～20分）を伝え、親に守秘義務と例外事項（たとえば子ども虐待がある場合の通告義務）について説明します。

電話インタビューで、加害者の危険度を判断します。母親と子ども双方の精神的・身体的安全を考慮し、加害者の危険度の低い場合にのみ、このプログラムへの子どもの参加が認められます（危険度の高い場合は、警察やシェルターなど関係機関を紹介します）。

子どもや他の家族に危険が及ばない限り、父親にもインテイクに関する最小限の情報を与え、インテイクに参加するよう勧めます。父親がインテイクに参加すれば、子どもが父親に対して隠し事をしているといった罪悪感を持たなくてすむからです。

又、母親には、グループワークの前に、子どもにプログラムの内容やプログラムの効果をきちんと説明するよう伝えます。子ども達がこのプログラムを受けることによって、自分の家族、自分の置かれている状況が改善するかもしれないと期待してることが必要だからです（p47参照）。



インテイクの手順

インテイクは、グループワークに子どもを受け入れるかどうかを判断するための初期面接です。このプログラムでは、次のような順序でインテイクをしていきます。

第1回目 …… 子ども同席のうえでの親との面接（30～40分程度）

第1回目のインテイクには、子どもを同席させることになっています。面接する側は、母親が子どもに対してどのように接しているのを知ることができます。又、子どもの側は、母親が暴力について話しているのを聞き、暴力について話してもいいのだと理解し、子ども自身が面接される時の心の準備ができるのです。母親から愛されていることを知るきっかけにもなります。母親がカウンセラーを信頼しているようだと感じれば、子どもはこのプログラムに信頼を寄せるようになります。

加害者である父親の同席は、子どもや母親にとって危険度が低い場合のみ可能ですが、母親と父親が同席するかどうかは、適宜判断します。

第2回目 …… 子どもだけとの面接（30～40分程度）

次に、子どもだけと面接します。子どもを安心させるためにドアはあけておきましょう。母親が外にいるのでいつでも会えること、又、やめたい時はいつでもやめられることを伝えます。時間が限られているので、ポイントをついた質問をしましょう。年齢に応じた言葉や教材を使います。

第3回目 …… 親と一緒に話し合う（5分～15分程度）

第1回目、2回目のインテイクの結果について話し合います。攻撃的でグループワークにそぐわない子どももいるので、そうした場合は子どもを同席させずに母親のみと話します。

親に対しては、次に始まる10週間のプログラムが進むうちに、子どもが親を批判することもあり得るなど、事前の注意をしておく必要もあります。

【面接用書式】

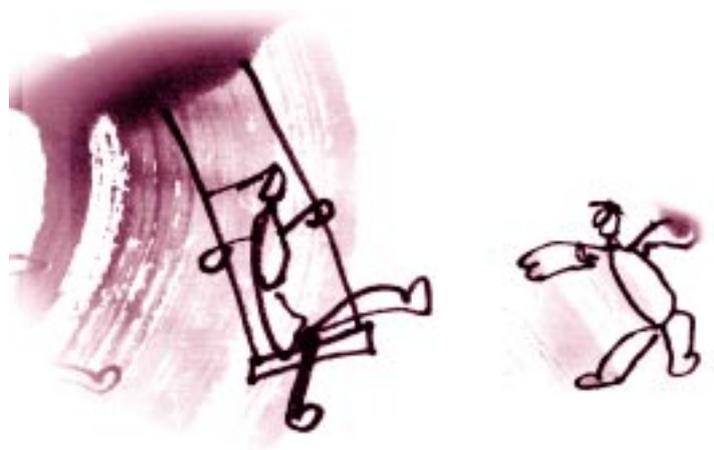
インテイクは、いくつかの書式に沿って行われますが、書式から離れ、カウンセラーが自分の言葉で、適当と思われる質問を加えることも必要です。

子どもプログラム参加要請書	参加を希望する子どもの親が記入し、電話インタビューの担当者に渡される。
電話インタビュー用紙	電話インタビューの際、カウンセラーが記入し、インテイクの担当者に渡される。
発育状況記録票	インテイクの前に、子どもの発育状態を親が記入する。
親の面接記録票	家族関係、子どもの行動、子どもへの暴力などについて親との面接の結果をカウンセラーが記録する。
子どもの受け入れ記録票	子どもと面接した結果、子どもの状況と虐待についてカウンセラーが記録する。
子どもの評価票	子どもと親に関する情報を要約し、カウンセラーの意見も記録する。
子どもの精神健康記録票	子どもの心身の状況、待合室やプレイルームでカウンセラーが観察したことなどを記録する。

【契約書類】

子どもの安全、支援者の安全のためにも、事前に親と契約を交わします。

未成年者の情報公開及び守秘義務についての承諾書	親に子どもの虐待についての法律を説明し、虐待がある場合は通報義務があることを伝え、インテイクの冒頭で親からの同意の署名を得る。
情報の請求同意書	支援のために、他の機関との間で情報を共有する必要性を説明し、親に情報を提供する同意を得る。





【スクリーニング＝評価】

インテイクをした後、子どもをグループワークに受け入れるかどうかを丁寧に評価します。その子どもとグループの双方の安全が保証される場合にのみ受け入れます。とくに、加害者である父親が家族とまだ同居している場合や、子どもが監督なしで父親と接触している場合は、グループに参加することは子どもを危険にさらすことになりかねません。子どもがDVについて外部に対して話したことを父親が知った場合、子どもに危害を加えることがあるからです。このような場合は、グループワークへの参加を見合わせます。

グループワークにふさわしくない場合

発育不全、又は退行的な行動を示す

発育状況が4歳未満または12歳をはるかに越える

精神的障害や問題となる症状がある（うつ病、社会的適応力の欠如、ADHD、多重性人格障害、PTSD、孤立不安感、摂食障害、強迫観念など）

奇怪な行動又は精神障害的行動の徴候を示す

自傷行為又は自殺念慮がある

極端に消極的又は攻撃的である

長期にわたり直接的な虐待を受けてきた

性暴力の被害を受けた

儀式の対象として虐待を受けた

家庭内で目撃してきた暴力を完全に否定もしくは押し隠す

極度の不安感を示す

薬物依存症がある

発達状態（認識、情緒、態度）が評価できない

子どもをインテイクに連れてくる時、親が子どもに目的・内容・効果を説明する必要があります。時には子どもに対する話し方を、親に説明する場合もあります。



発育年齢にしたがって、子どもが理解できる言葉を使うこと。

子どもに問題があるからグループワークに参加しなければならないというのではなく、信頼関係を築くために、又は、家族の問題を積極的に解決するために参加しようと勧める。

「このグループワークが面倒でも、あなたのためにはやらなくてはならない」といった否定的な言い方や「いい子にしないとグループワークに入れてしまう」、「あなたは父親そっくりだから参加しなさい」など、グループワークを脅しに使わない。

グループ プログラム

このプログラムは、毎週1回、1時間から（4～6歳）1時間15分（7～12歳）のセッションを、10回行います。子ども達は、男性と女性のカウンセラーがリーダーとなるグループに入ります。

グループの構成

【子どもの年齢】

受け入れる子どもの年齢は4歳から12歳です。子どもは同じ年齢層（通常は4～6歳、7～9歳、10～12歳に分ける）の6～8人のグループに入ることになります。

【性別】

男女双方のバランスがとれているほうが望ましいでしょう。1人だけ性別が違う場合、その子どもはなかなか発言できないことがあります。とくに、年齢が高くなるにつれて、性別には敏感にならなくてはなりません。

【きょうだい】

年齢が低い場合、きょうだいと同じグループのなかにいると安心感を持ちます。もう1人のきょうだいが家庭内のことを話し始めると、他のきょうだいも話しはじめる傾向があります。しかし、年齢が高くなるに従い、逆の傾向を示すこともあります。

グループリーダーについて

【男女のペアで】

男女ペアのカウンセラーが「グループリーダー」を務めることが理想的です。

1人がリーダーとなって全体を運営し、もう1人がサブリーダーとして、全体の様子や一人ひとりの子ども達の変化を観察し、ケアの必要な子には個別に対応します。

サブリーダーがメインリーダーをいろんな意味で助けることによって、リーダーはプログラムに専念できます。たとえば、サブリーダーが時間を管理したり、メインリーダーが感情的になりすぎたり子どもの感情に入り過ぎた時に、サブリーダーが引き戻すこともあります。

男女がペアになる利点は、男女が協力しあっている姿を見せ、子どもに男女の対等な関係を示すことにあります。



リーダーは、グループワークが終わった後、必ずカンファレンスを行い、一人ひとりの子どもの様子をチェックし、子どもの変化などを確認します。

リーダー2人がお互いに実施した内容についてよかった点、改善点などを話し合い、共有することが大切です。こうしたことが、リーダーのバーンアウトを防ぐことにつながります。

【リーダーへの注意点】

グループの仲間やリーダーに対し信頼が高まるにつれ、子ども達は自然に話をするようになりますが、話すきっかけをつくるのはリーダーの仕事です。「この人はこう言っているけど、あなたはどう思う」というふうに話しかけるなど、徐々に子どもが話をするように導いていきます。

子どもはなかなか話したがないものですが、グループによっては1人の子どもが話しっぱなしという場合もあります。この場合は、その子どもを多少制御しなくてはなりません。まったく感情を出さない子どももいれば、極端に感情的になる子どももいます。グループダイナミックスを考慮し対応することが必要です。

10週間の グループ・ セッション

プログラムの具体的内容

ここでは、10週間のセッションの具体的な内容を紹介します。週ごとに、子ども達に伝えたいテーマ、メッセージ、目標などが設定されていますが、設定されているテーマや目標に捉われすぎないことも大切です。状況に合わせて、柔軟に対応できるかどうか鍵になります（p43参照）。

【段階的な目標とその達成】

まず最初に、グループの参加者と知り合い、次に、ゲームや話し合いを通して、自分自身がどんな時にどんな気持ちをいただくのか、感情について気づいていきます。そして、暴力についての自分自身の経験を整理しながら、暴力はいけななことだと学んでいきます。

第1週から第9週

第1週から第9週まで、毎回その週のテーマにあわせて「今日の感情」が決まっています。グループリーダーがその感情について簡単に説明し、それまでの経験でどのような時にその感情を抱いたか、グループリーダーを含めて全員が話し合います。これは子ども達に、人はみなそれぞれ異なった感情を抱くことを再認識させ、自分の感情を表現させるための作業です。

第1週と第2週

最初の週は、まず、参加しているお互いを知ることから始まります。グループリーダーは、この場は安心していただける場所であることを伝えます。そして、10週間プログラムの全体の骨格について話します。

子ども達には、話したくない話題には触れないでいる権利があることや「プライベートなこと」を無理やり話す必要はないと伝えます。又、子どもが話したいことをグループできちんと受け止めてくれると感じられるような場を作ることを心がけます。

第3週と第4週

第3週目と第4週目には、「今日の感情」に関する「お話」をグループリーダーが子ども達に読み聞かせ、その内容について、子ども達同士で話し合います。人形劇を演じ、劇中の人形の気持ちについてグループで話し合ってもよいでしょう。幼少の子ども達は「お話」や人形劇を喜びますが、年齢に応じて、お話を子ども達にまわし読みさせるなどの工夫をしてください。

5週目以降

5週目以降は、暴力について、より具体的に学んでいきます。暴力をはっきりと否定する態度をとることが重要です。子どもに、自分のせいだ家庭に暴力が起きている訳ではないことや、暴力はいけないことだと言葉にして明確に伝えてください。言葉で理解することで、子ども達の暴力に対する見方が変わってきます。

具体的には、第5週目に、教材としてDVを描いている実際の映画の一場面を見せて、全員で感想を言い合います。又、第6週では、今まで自分が目撃した暴力で一番ひどかった時のことを絵に描くという内容もあります。これは子ども達が自分の家庭に暴力があるという「秘密」を話す最も複雑でむずかしい過程のひとつです。

子ども達は、決して他人には口外したくない、家の「秘密」を抱え込んでいるのです。その子ども達の心を解きほぐし、安心して自ら「秘密」を語るができるような働きかけが必要です。

このような核心に触れるトピックを扱う場合、けっして無理強いせず、子ども達の自主性を最大限に尊重することが重要です。時間をかけて、できな



- い子にリーダーの一方が援助することで、子どもの勇気を導きだすようにしてください。それでも、子どもが嫌がる場合は様子を見ましょう。
つらいセッションをした時、子ども達はひどく落ち込んだり、気持ちが不安定になりがちです、そのため、ワークショップの最後には、必ず、楽しいゲームや遊びを入れて、子ども達の気持ちを落ち着かせ、気分転換を図ることが大切です。こうした経験を繰り返すことで、つらい気持ちになっても、自分で自分の気持ちを切り換えていけることを学べるでしょう。

8週目以降

- 終盤の8週目以降は、自分には安全でいられる権利があることや自分の身を守るための具体的な方法について学びます。家庭のなかでDVが起きた場合、子ども達はどうしたらいいのか混乱してしまいます。たとえ、自分の身に危険が迫っていても、対処する方法を学んでいなければ自分を守ることはできません（安全のための計画 p.52参照）

10週間を通して

子ども達が、週ごとにメッセージを受け取り、目標を達成していくなかで、10週におよぶプログラムの全体の大きな目標である「自尊心」を高めていくよう組み立てられています。自分は誰にでも受け入れられる大切な存在であるという肯定的な体験をして、プログラムを終了するようになっているのです。

「自尊心を高める」という最終目標に到達するためには、他の3つの目標を達成することが助けになります。第一に、「秘密を話す」過程で子ども達は暴力の影響である羞恥心、罪悪感や孤立感を軽減し、自分自身が解放され癒される効果も期待できます。第二に、自分自身を守る方法を学ぶことで、自身の能力に自信を持つことができ、元気づけられ、力を得ていくことができます。第三に、自分を肯定的に認めることによって、自分自身を受け入れ、相手を尊重し信頼する相互関係を築くことにつながります。

日本では、自分が受けた暴力について語ることは、まだ、なじみが薄いのですが、アメリカでは受けた暴力について、子ども自身が認識するように組まれたプログラムがたくさんあります。



心の回復プロセスにとって、暴力の経験を打ち明けることは重要な要素ですが、あまりにも強烈な経験をしていた場合、受けた暴力を打ち明けることは子どもに耐え難い苦痛を与える危険性もあると言われています。ですから、子どもの様子を観察し、十分注意をはらって誘導や強制をしないよう柔軟に対応していきましょう。



安全のための計画

安全のための計画を作る目的は、まず、子どもの安全の確保です。子どもが自分は無力だと感じる気持ちを取り除くために、自分の身を守れるような効果的、現実的な計画を立てることが大切です。

子ども達が、緊急事態で使う実用的な方法を身につけられるようにしましょう。そして、子どもが生活のなかで自分で対応できることを探し、今後のことを計画できるように一緒に考えましょう。

子どもは、「自分自身の感情をコントロールすることができる」と実感し、「自分で自分を守る」という情報や手段があれば、安心感を持つことができます。

安全のための計画を立てる

子どもが危険が迫っていると感じた時に逃げる安全な場所を決めます。

たとえば、「今度お父さんがお母さんに暴力をふるったら、どうするか」を子どもと一緒に考えます。その際に、子どもの話をよく聞き、実際に逃げることを想定し、その場所が本当に安全であるか、現実的な選択であるかを確認しましょう。子どもが暴力を否定したり、安全のための計画を考えようとしないうちは、無理に押し付けることはせず、実際に暴力がふるわれる可能性があることを理解させましょう。

安全を確かめる場所 → 子ども部屋 / きょうだいの部屋
親戚の家 / 近所の家や友人の家

安全についての話し合い

身体的な暴力から身を守るために、子ども自身が110番通報できることを教えます。又、信頼できる親戚や友人、近所の知り合いの電話番号も子どもに持たせるとよいでしょう。

しかし、110番通報しなくてはならない責任はないことを理解させることも大切です。子どもによっては、110番通報をして、殴られている母親を“助ける”責任が自分にあると誤解したり、110番できなかった場合、自分が通報しなかったから暴力を止められなかったのだと罪悪感を持つことがあるからです。

又、子どもと一緒に安全対策について話すときには、母親も同席した方がよいでしょう。そして、母親を守ろうとする子どもに対して、母親自身が「自分の身は自分で守れるのだから、お母さんは大丈夫。あなたはどこかに隠れていていいのよ」と伝えることも大切です。



電話をかける練習

緊急の場合に110通報をしようとしても焦ってしまうので、あらかじめ子ども達が電話のかけ方を練習しておくことも大切です。年齢によって、おもちゃの電話を使ったり、回線ははずした電話機、携帯電話を利用する方法もあります。具体的には次のような練習をします。

はっきりと大きな声で話す（安全な場合にだけ大きな声で話すことも教える）、電話をした理由、自分の名前、住所と電話番号を必ず伝える。「お願い、早く来て！」など、目的をはっきり言う。

そうした練習は、子ども達に激しい感情を呼び起こさせる場合があります。とくに、警察を実際に呼んだことのある子や、家に警察が来たことのある子どもにはこの傾向が顕著です。子どもには練習であることを理解させ、動揺している場合には、すぐにケアをします。

カードを持つ

緊急時に役立つような情報を書き込んだカードを作っておくと、いざという時に役立ちます。たとえば、はがき大ぐらいの紙に、次のようなことを書き入れ、ラミネート加工します。

表：子どもの名前、写真、安全な場所や緊急時に使う電話番号、時間帯や条件等。
裏：自分で決めたルール（たとえば、「暴力は悪いこと」「私には安全でいられる権利がある」など）と自分が描いた絵。

(表)

子どもの 写真	名前 住所 電話
_____ 安全計画 _____ _____ _____ _____ _____	

(裏)

子どもが自分で決めたルール
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="margin: 10px 0;">子どもが 自分で 描いた絵</p>

カードには、緊急時に使用できる安全な場所とその電話番号のリストをいれます。



グループワーク の注意点

【通報】

子どもが虐待（身体的、性的、心理的、ネグレクト）を受けているか、過去に受けていたことを担当者が知った場合、児童保護局（日本の場合は児童相談所）に通報することが義務付けられています。このプログラムでは、親に対して、インテイクの冒頭で、『未成年の情報公開及び守秘義務についての承諾書（p46）』を渡し、もし、虐待の事実があった場合、児童相談所に連絡することを説明し承諾のサインをもらいます。

【子どもの秘密を守る】

このプログラムに参加する子どもには、グループワークで話された内容を家庭で話さなくてよいと伝えます。「子どもの秘密を守る」という約束事は、子どもに安心と信頼をもたらします。こうした約束事を通して、子どもは、親との間に干渉されないための境界線を引けるようになります。

又、母親にもこの約束の意味を話し、母親が子どもから拒否されているわけではないので、子どもの気持ちを詮索したり、話さない態度を不快に思ったりしないように伝えます。父親が子どもから内容を聞き出そうとするようなことがあれば、それをやめさせるよう話します。

なお、子ども達が親に対してどう感じているか、親に対してどのような問題に取り組んでほしいと思っているのかなどを、肯定的な言い方で、親にフィードバックすることは非常に有効なことです。

『未成年の情報公開及び守秘義務についての承諾書』には、子どもが自分自身の情報を親に公開しないよう要求する権利があるという項目があり、それに親が承諾することを求めています。

【子どもをよく観察する】

子どもに関する重要な情報を得るには、子どもを観察することが基本となります。観察は、インテイクの待合室にいるときから始まり、10週間のプログラム終了まで継続してください。子どもの身体的、精神的な状態、雰囲気や感情の調子に注意を向けましょう。子どもが他人にどう接しているか、人とのかかわり方も重要なチェック項目です。



【子どもの変化への対応】

子ども達は、グループワークに参加することで変化していきます。たとえば、親の行動を批判するようになり、親子の関係に緊張をもたらすこともあります。グループワークは、子どもや家族に癒しの効果をもたらすと同時に、ストレスの元ともなりえます。しかし、これは、子ども達がプログラムを学んだ結果、家族と自分自身の関係を新しく作り直している状態なのです。

支援者は、母親や父親に対し、子どもの変化がどのようなことを意味するのか伝えることが大切です。そして、子どもと並行して親自身が自分自身のためのプログラムを受けることが、その後の親子関係の改善に効果的であることも話してください。

【おやつ】

子ども達にとって、グループへの参加を楽しいものにする要素のひとつにおやつがあります。放課後は、空腹でおやつが欲しい時間帯でもあります。おやつは、果物や糖分の少ない健康的なもの、飲み物は水やジュースがいいでしょう。みんなでおやつの準備や分配をすることは、互いに助け合うことを学ぶ機会にもなります。

評価・ 今後の方針を たてる

これまで実施してきたグループワークが、子どもにとって適切であったのかどうか評価することが重要です。段階的なプログラムを経たことによって、子どもの精神状態が安定してきたのか、母親や家族との関係は改善したのかなど、親とともに評価を共有する必要があります。そして、その評価をもとに今後どのような支援が必要か、話し合いを持ちます。

このプログラムでは、最後に家族セッションを設定し、評価と今後の方針をたてます。順調に回復してきたとしても、10週間のプログラムでは限界があります。プログラムが終了した後の生活全般を考慮に入れ、子どもや親へのアドバイスや他機関や他の支援者にうまくつないでいく方法を考えましょう。

第5章

母親と子どもへの支援

子どもが回復することと母親が回復することは、車の両輪のように深く結びついています。子どもの支援者と母親の支援者が連携し、同じようなペースでケアを進めていくことが重要です。又、母親も子どもも、安心できる場で、それまでとは違った楽しく豊かな経験ができれば、母親と子どもの関係が改善され、新しい人間関係や社会との結びつきの再構築につながります。

母親と子どもの「QOL：クオリティ・オブ・ライフ」(生活の質)の向上を第一に考えた支援が求められています。これから先の人生設計も視野に入れた支援を心がけましょう。

自分を取り戻す

支援者の前には、表面上はまったく健康で、一見、何の問題もないように見える女性や子ども達が相談に来ることも少なくありません。仕事も持ち、家事育児もこなし、問題なく社会生活を営んでいるように見える母親や、学校に行き、友達もいてスポーツや遊びを楽しんでいるように見える子ども達です。

しかし、DVの被害を受けている母親の多くは、実際には安全で健康な生活が成り立っていないことに気づいています。そして、ほとんどの場合、精神的、情緒的には不安定で、自分自身で解決できないつらさを抱えています。けれども、子どもの問題とDVを関係づけて心配しているかという点必ずしもそうではありません。「子どもの“問題行動”をどうにかしたい」と訴える母親が、「私は大丈夫です」と自分の問題を後回しにすることも多いものです。このような場合、支援者はまず母親に、家庭内で起きているDVと子どもの問題が深く結びついていること、子どもが傷ついていても適



切なプロセスを踏んだケアによって回復が可能であることを伝えてください。そして、子どもの問題だけでなく、自分自身の問題にも向き合うよう働きかけましょう。

その時、支援者は、被害を受けた女性の本来持っている力を奪い取ることをしないように注意してください。たとえば、DVを受けた女性に対し「いわれなき暴力を受けてきたのだ」という自覚を促すために、「あなたは被害者です」と言うことがあります。しかし、このメッセ-ジがうまく伝わらず、「私は暴力をふるわれ傷ついているのだから、何もできなくても仕方がない」という思考に陥っている被害者も見受けられます。支援者は、被害者の自立心を削ぐ結果にならないよう自覚しながら支援にあたる必要があります。

加害者からふるわれてきたさまざまな暴力をしっかりと見極め、加害者に押し付けられてきた誤った知識や価値観を一つひとつ丁寧に取り除くことが、不安や矛盾を解消していく助けとなります。このようなことを積み重ねることによって、その人本来の思考は回復されていきます。

母親と子どもの 支援のポイント

母親と子どもの心の回復は、同じようなペースで進められることが望まれます。

DVの被害を受けて自分自身が傷ついている母親は、子どもの傷つきに気づかないことも多く、又、気づいたとしても、自分と加害者との関係性の維持に精一杯で、子どもの回復のために気を配ることがむずかしい状況にあります。さらに、DVの起きている家庭では、母親が子どもを過剰にコントロールしたり、母親が子どもに依存する、逆に、子どもが母親に依存する関係が作られることも多いと言われています。

このため、母親と子どもの回復のペースが違っていると、母親自身が元気を取り戻しても、子どもの状況がいつこうによくならない、また逆に、子どもが自立することで母親が子どもとの関わりを失うことを恐れ、抱え込むなどの状況が起きることがあります。

[母親と子どものための新たな場を設ける]

DVの起きている家庭では、母親も子どもも加害者の言動に振り回され続け、長く続いた緊張関係に疲れ果てています。又、母親も子どもも、自分たちが本当にしたいことを控え、やりたい気持ちを抑えてきていることも多いものです。親子で一緒に外出したり、スポーツやゲームを楽しむことを経験していない子ども達もいます。母親と子どもが人間としてお互いをよりよく理解できるような場をつくってください。

自分の力で、
いまを変える

自分自身の力に気づき現在の自分を変えられるのは、子どもだけではありません。DVの被害者である母親も同じです。

しかし、傷つけられた経験を持つ人は、過去の痛みにとらわれて、自分だけがこんなに辛い思いをしているのだと考えてしまいがちです。その辛さから逃れるために、ときには、アルコールや薬物に依存する場合もあります。

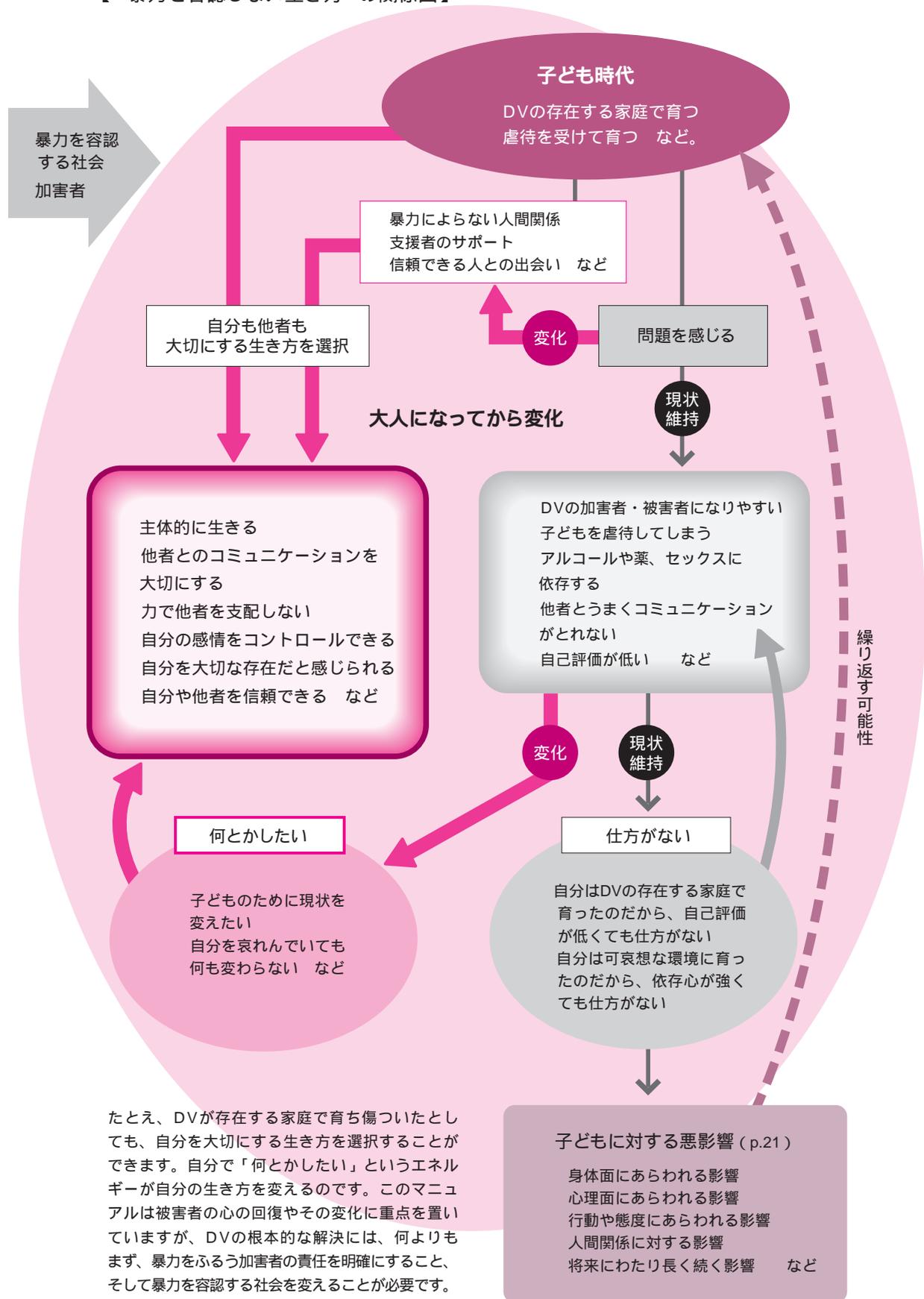
とくに、子どもの頃、DVの起きている家庭で育った人のなかには、過去の家族関係が今の自分の生きづらさのすべての原因であると思っている人もいます。しかし、「自分の過去に原因があるから、いま生きづらいのは仕方がない」と諦めている限り、本当の意味での回復は困難です。

DVの起きている家庭で育ったことによる影響があっても、その事実は事実として認め、自分自身を変えていくことはできます。自分のためにも、子どものためにも、母親の決心が必要です。

支援者は母親に対し、現状を変える一歩を踏み出す決心が子どもを守るのだということ伝え、苦しくとも現状のままに留まることなく、新たな生き方を選択するよう促してください。



【 暴力を容認しない生き方 の関係図】



たとえ、DVが存在する家庭で育ち傷ついたとしても、自分を大切にすることをすることができます。自分で「何とかしたい」というエネルギーが自分の生き方を変えるのです。このマニュアルは被害者の心の回復やその変化に重点を置いています。DVの根本的な解決には、何よりもまず、暴力をふるう加害者の責任を明確にすること、そして暴力を容認する社会を変える必要があります。

アドボケイトの 必要性

アドボケイト(advocate)とは、DVの被害者の立場にたって、被害者の権利を守るために支援すること/人です。被害者を直接支援すること、そして、地域社会から暴力をなくすために活動することも意味しています。

DVの責任は暴力をふるった加害者にあります。そして、暴力を容認している社会もその一端を担っています。暴力を受けた女性や子どもの回復のためには様々な支援が必要ですが、暴力をふるう加害者やそれを許している社会の意識を変えない限り、根本的な解決にはなりません。

支援者には、被害者への直接的なサポートを通して生活全般を支えていくだけでなく、地域社会から暴力をなくすために、被害者の周りにいる人々や社会の意識を変えていく直接的、間接的役割もあります。地域社会に向けて、『DVは犯罪である』、『どんな状況にあったとしても、暴力や虐待で相手を支配することは許されない』と社会に対し代弁することが、DVの被害を受けた女性や子ども達の権利を守ることにもなるのです。

【被害者への直接的サポート】

精神的サポート : カウンセリングや相談を通して被害者をサポートする。

安全のための計画 : その時どきに応じた安全のための計画を一緒に考える。

情報提供、紹介 : 被害者に必要な情報を提供し、又は、必要な機関を紹介し、被害者自身が決断する手助けをする。

裁判所、警察、病院などへの同伴 : 被害者が希望した場合、関係機関へ同行する。
引越し、転居、転校などの手伝いなど。

緊急時対応 : 一時保護、シェルターへの同行など。

【地域社会への教育】

学校、公民館、地域のグループなどでDVについて話し人々の理解を深める。

地域のイベントなどで、情報提供のためのチラシやパンフレットを配布する。

DVの被害者支援の研修やボランティアの教育などを行う。

地域の他機関とのミーティングや情報交換を行う。

メディアを通してDV防止についての啓発をする。

『援助者育成のためのワークショップ』一覧

2004年度（平成16年度）

開催日	研修のテーマ	講師	共催など	開催場所
2004年 11月25日・26日・27日	ファシリテーター養成講座	マギー・ジーンラー(カナダ クリニカル・カウンセラー)	アジア女性基金主催	京都府 ウィングス京都
11月20日・21日・22日	同上	同上	同上	東京都 東京ウイメンズプラザ
10月22日・23日	医療現場におけるDVの早期 発見と他機関への連携	米山奈奈子(秋田大学医学 部保健学科助教授)	アジア女性基金主催	青森県 アピオあおもり
10月11日・12日	同上	竹下小夜子(精神科医・さ よメンタルクリニック院長)	アジア女性基金主催 鹿児島県 環境生活部 男女共同参画係共催	鹿児島県 鹿児島県庁 かごしま県民交流センター
10月6日	同上	大山みち子(武蔵野大学・大 学院助教授)・市原わかゆ(武 蔵野大学心理臨床センター相 談員)・木藤裕子(武蔵野大学 心理臨床センター相談員)・木 村弓子(武蔵野大学心理臨床 センター主任カウンセラー)	アジア女性基金主催	神奈川県 藤沢産業センター
10月3日	同上	金城理枝(T・H・P・メディ カルクリニック精神科、サイコ セラピスト)	同上	神奈川県 藤沢市市民活動推進セ ンター
9月29日	セミナー、教員・保護者と のフォローアップ	アニタ・ロバーツ(Safe Teen代表) ビル・ポッツォゴン(Safe Teen)	アジア女性基金主催・沖縄 県女性総合センター共催	沖縄県宮古島 沖縄県立翔南高等学校
9月28日	同上	同上	同上	沖縄県伊良部島 沖縄県立伊良部高等学校
9月27日	セミナー	同上	同上	沖縄県 若夏学院
9月26日	学校関係者のための1 日ワークショップ	同上	同上	沖縄県 沖縄県女性総合センター
9月24日	セミナー、教員・保護者と のフォローアップ	同上	アジア女性基金主催	東京都町田市 東京都立山崎高等学校
9月22日	同上	同上	同上	埼玉県飯能市 私立聖望学園高等学校
9月21日	同上	同上	同上	神奈川県横浜市 神奈川県立白山高等学校
9月20日	学校関係者のための1 日ワークショップ	同上	同上	東京都 スクワール麹町
9月12日	医療現場におけるDVの早期 発見と他機関への連携	榎本真幸(愛媛大学医学部 附属病院/医療福祉支援セ ンター副センター長)	同上	愛媛県 愛媛看護協会
9月11日	同上	甲村弘子(大阪樟蔭女子大 学人間科学部教授)	同上	同上

2003年度（平成15年度）

2004年 2月17日	医療現場におけるDVの早期 発見と他機関への連携	田村毅 (精神科医・東京 学芸大学助教授)	アジア女性基金主催	東京都 TEPIA
2月9日	同上	宮地尚子 (精神科医・一 橋大学助教授)	同上	広島県広島市 メレパルク広島
2月6日	同上	田村毅	アジア女性基金主催 愛媛大学協力	愛媛県松山市 愛媛看護協会
1月31日	同上	加藤治子 (阪南中央病院 産婦人科部長)	アジア女性基金主催	大阪府大阪市 大阪ドーンセンター
1月27日・28日	同上	竹下小夜子	アジア女性基金主催 秋田県男女共同参画課共催	秋田県秋田市 秋田県庁第二庁舎
1月25日	同上	吉永陽子 (精神科医・長谷 川病院)	アジア女性基金主催	神奈川県横浜市 フォーラム横浜
1月23日	同上	宮地尚子	同上	東京都 TEPIA
2003年 12月12日・13日	同上	宮地尚子	アジア女性基金主催 金沢市市民生活部共催	石川県金沢市 金沢市女性センター

2003年度（平成15年度）

開催日	研修のテーマ	講師	共催など	開催場所
11月20日・21日	DVの早期発見と暴力の未然防止	山口のり子（アウェア代表）	アジア女性基金主催 岡山市男女共同参画 相談支援センター共催	岡山県岡山市 さんかく岡山
11月26日・27日	十代の子もたちに伝えよう! アサーティブなコミュニケーションスキル「暴力なんてふるわな い!暴力なんてふるわれない!」	アニタ・ロバーツ （SafeTeen代表）	アジア女性基金主催	福岡県福岡市 アクロス福岡
11月22日・23日	同上	同上	同上	東京都 フォーラムエイト
11月20日・21日	同上	同上	同上	東京都 TEPIA
11月16日・17日	同上	同上	同上	東京都 こどもの城

2002年度（平成14年度）

2003年 2月21日・22日	医療現場におけるDVの早期 発見と他機関への連携	エレイン・アルバート （米国ボストン大学助教授）	アジア女性基金主催	東京都 こどもの城
2月19日・20日	同上	同上	同上	東京都 シブヤネクスス
2月16日・17日	同上	同上	同上	東京都 シブヤネクスス
2月14日・15日	同上	同上	同上	東京都 TEPIA
1月15日・16日	相談援助技術を高めるために	田村毅 米山奈奈子	アジア女性基金主催 島根県共催	島根県大田市 男女共同参画センター 「あすてらす」
2002年 12月10日	同上	北山秋雄 （長野看護大学教授）	アジア女性基金主催 新潟県柏崎市共催	新潟県柏崎市 元気館
11月20日・21日	ドメスティック・バイオレンス～ 家庭内で暴力を目撃して育っ た子どもへの対応～	ショバ・アイヤール（マレーシ アWAOソーシャルワーカー）、 プリマ・デバラジェ（同WCC コンサルタント・トレーナー）	アジア女性基金主催	東京都 津田ホール
11月18日・19日	同上	同上	同上	東京都 主婦会館プラザエフ
11月15日・16日	同上	同上	同上	東京都 TEPIA
11月13日・14日	同上	同上	同上	東京都 主婦会館プラザエフ
11月12日	相談援助技術を高めるために	同上	アジア女性基金主催 愛媛県新居浜市共催	愛媛県新居浜市 女性総合センター・ ウィメンズプラザ
11月6日・7日	同上	鮎川葉子（エイズを伝えるネッ トワークTENCAI代表・シーズ ＝市民活動を支える制度をつ くる会 スタッフ）後藤裕（ネル フェンクリニック 精神科医）	アジア女性基金主催 日立らぼーる協会共催	茨城県日立市 らぼーる日立
10月18日	相談援助技術を高めるために	与那覇・てい子・トゥーシー（米 国精神保健センターケース マネージャー・性犯罪被害者 対象セラピスト）	アジア女性基金主催 北海道北見市共催	北海道北見市 市民会館
10月15日・16日	同上	遠藤みち恵（臨床心理士、フ ェミニストカウンセリング "な かま"）	アジア女性基金主催 熊本県球磨地域振興 局共催	熊本県 (1)免田町総合福祉センター (2)人吉市・球磨地域振興局
9月10日	同上	田村毅	アジア女性基金主催 中部ブロック母子相談 員協議会共催	岐阜県八幡町 ぎふ長良川ハイソ

2001年度（平成13年度）

2001年 11月11日・12日	ドメスティック・バイオレンス ～暴力の連鎖を断つために～	エリン・ガルヴィン（Eastcoast Domestic Violence Project所属 ・臨床心理士）	アジア女性基金主催	東京都 こどもの城
11月10日	同上	与那覇・てい子・トゥーシー	同上	東京都 津田ホール
11月9日・10日	同上	同上	同上	東京都 津田ホール こどもの城

2001年度（平成13年度）

開催日	研修のテーマ	講師	共催など	開催場所
11月7日・8日	同上	同上	同上	東京都 東京ウィメンズプラザ
11月5日・6日	同上	同上	同上	同上
11月6日	同上	田村毅	アジア女性基金主催 岐阜県共催	岐阜県岐阜市 岐阜県福祉・農業会館
10月1日・2日	同上	米山奈奈子	アジア女性基金主催 岩国市共催	山口県岩国市 岩国市庁
9月18日・19日	同上	長谷川博一(東海女子大学 大学院教授・臨床心理士) 吉永陽子	アジア女性基金主催 茨城県共催	茨城県水戸市 茨城県職員会館
9月5日・7日	同上	竹前ルリ(家庭問題情報セン ター) 吉永陽子	アジア女性基金主催 熊本県共催	熊本県熊本市 熊本県福祉総合相談所
9月4日	同上	長谷川博一	アジア女性基金主催 滋賀県共催	滋賀県滋賀市 滋賀県ピアザ淡海

2000年度（平成12年度）

2001年 2月9日	ドメスティック・バイオレン ス～家庭内における女性 と子どもへの影響～	吉永陽子	アジア女性基金主催 旭川市共催	北海道旭川市 旭川パレスホテル
2月2日・3日	同上	加茂登志子(精神科医) 信田さよ子(原宿カウンセリ ングセンター)	アジア女性基金主催	東京都 東京国際フォーラ ム 東京ウィメンズプラザ
1月27日・28日	同上	園田雅代(創価大学教授) 関野真理子(ことぶき研究 所所長・セラピスト)	同上	同上
1月20日・21日	同上	園田雅代 吉永陽子	同上	東京都 東京国際フォーラム
2000年 11月25日・26日	同上	後藤弘子(富士短期大学助 教授) 吉永陽子	同上	東京都 東京国際フォーラ ム 東京ウィメンズプラザ
11月18日・19日	同上	吉永陽子	同上	東京都 子どもの城 東京国際フォーラム
11月11日・12日	同上	同上	同上	同上
11月5日・6日	同上	吉永陽子 園田雅代	同上	東京都 子どもの城 東京ウィメンズプラザ
10月20日・22日	同上	吉永陽子 後藤弘子	同上	東京都 子どもの城 東京国際フォーラム

1999年度（平成11年度）

2000年 3月22日	女性に対する暴力・性的虐待 ～基礎的知識と対応～	吉永陽子	アジア女性基金主催	東京都 東京ウィメンズプラザ
3月14日	同上	池上千寿子(慶応大学非常 勤講師)	同上	同上
3月14日	同上	稲川美也子(精神科医)	同上	同上
3月13日	同上	同上	同上	同上
3月8日	同上	吉永陽子	同上	同上
2月4日	女性に対する暴力・性的虐待 ～電話での対応～	フェミニストセラピー なかま・いのちの電話	同上	同上
2月3日	女性に対する暴力・性的虐待 ～基礎的知識と対応～	木村弓子(武蔵野女子大学 臨床心理士)	同上	同上
2月3日	同上	大山みち子(武蔵野女子大 学臨床心理士)	同上	同上
2月2日	女性に対する暴力・性的虐待 ～電話での対応～	フェミニストセラピーなかま・ いのちの電話	同上	同上

1999年度（平成11年度）

開催日	研修のテーマ	講師	共催など	開催場所
2月1日	女性に対する暴力・性的虐待 ～基礎的知識と対応～	木村弓子	同上	同上
2月1日	同上	小西聖子(武蔵野女子大学 教授・臨床心理士)	同上	同上
1月28日・29日	女性に対する暴力・性的虐待 『援助者が直面する問題と対 策』～カナダのケース・あなた のケース～	マギー・ジューラー(カナダ クリニカル・カウンセラー)	同上	同上
1月23日・24日	同上	同上	同上	同上
1月20日・21日	同上	同上	同上	愛知県名古屋市 名古屋国際センター
1月18日・19日	同上	同上	同上	同上

1998年度（平成10年度）

1999年 2月27日～3月1日	女性に対する暴力・性的虐待 『当事者の立場にたったサポ ートとは』～カナダの実践と日 本の現状～	マギー・ジューラー	アジア女性基金主催	大阪府大阪市 大阪府社会福祉会館
2月21日～23日	同上	同上	同上	東京都 東京ウィメンズプラザ

主要参考文献

- Peled, E. & Davis, D. " Groupwork With Children of Battered Women " Sage 1995.
 Bancroft, L. & Siverman J.G. " The Batterer as Parent " Sage 2002.
 (幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち』金剛出版 2004.)
 Herman, J.L. " Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence from Domestic Abuse to Political Terror " Basic Books 1992.
 (中井久夫訳 『心的外傷と回復』みすず書房 1996.)
 西澤哲 『子どものトラウマ』講談社現代新書 1997 .
 『配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について中間報告』東京都男女平等参画会議 2004 .
 『DV家庭における女性と子どもの被害』財団法人女性のためのアジア平和国民基金 2000 .
 『暴力を目撃して育った子どものケアプログラム』湘南DVサポートセンター 2003 .

支援者のためのマニュアル **DVと子ども**

家庭という密室での暴力

平成17(2005)年 10月

アドバイザー：大山みち子(武蔵野大学・広尾心理臨床相談室)
西澤 哲(大阪大学大学院人間科学研究科)

発行：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段南ビル4階

TEL 03-3514-4071 FAX 03-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp> E-mail dignity@awf.or.jp

このマニュアルはアジア女性基金のホームページでダウンロードできます

<http://www.awf.or.jp/>